

令和7年度
(2025年4月～2026年3月)

那覇市の男女共同参画事業概要

那 覇 市
平和交流・男女参画課

令和8年6月

なは男女共同参画都市宣言

私たちは、性別、世代、地域を越え、互いに協働し、一人ひとりがいきいきと豊かに暮らせる市民社会の実現をめざし、ここに那覇市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

- 1 私たちは、性別にとらわれず一人ひとりが自立し、個性と能力が響きあうまちをめざします。
- 1 私たちは、男女がともに仕事、家事、育児、介護を分かちあい、責任を担いあえるまちをめざします。
- 1 私たちは、政治的、経済的、社会的、文化的なあらゆる分野に男女がともに等しく参画できるまちをめざします。
- 1 私たちは、互いの性を尊重しあい、対等なパートナーとして認めあい、協働できるまちをめざします。
- 1 私たちは、地球環境を守り、世界へ平和を発信し、交流の輪を広げるまちをめざします。

1998年9月28日 那 覇 市

「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言 (レインボーなは宣言)

人がどのような性を生きるか、また、誰を愛し・愛さないかは、すべての人が幸福に生きるために生まれながらにして持っている権利、すなわち人権であり、誰もがその多様な生き方を尊重されなければなりません。

那覇市は、市民と協働し、性自認及び性的指向など、性に関するあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが安心して暮らせる都市をめざして、ここに『性の多様性を尊重する都市・なは』を宣言します。

平成 27 年 7 月 19 日
那 覇 市

目 次

1	男女共同参画行政の概要	1
2	那覇市男女共同参画 推進体制図	5
3	施策の体系	6
4	令和7(2025)年度決算(見込)	7
5	令和7(2025)年度事業概要	7
6	令和8(2026)年度予算	24
7	令和8(2026)年度事業概要	24
8	女性登用状況	25
9	那覇市における主査級以上の女性職員	26
10	条例・規則・規程等	27

1 男女共同参画行政の概要

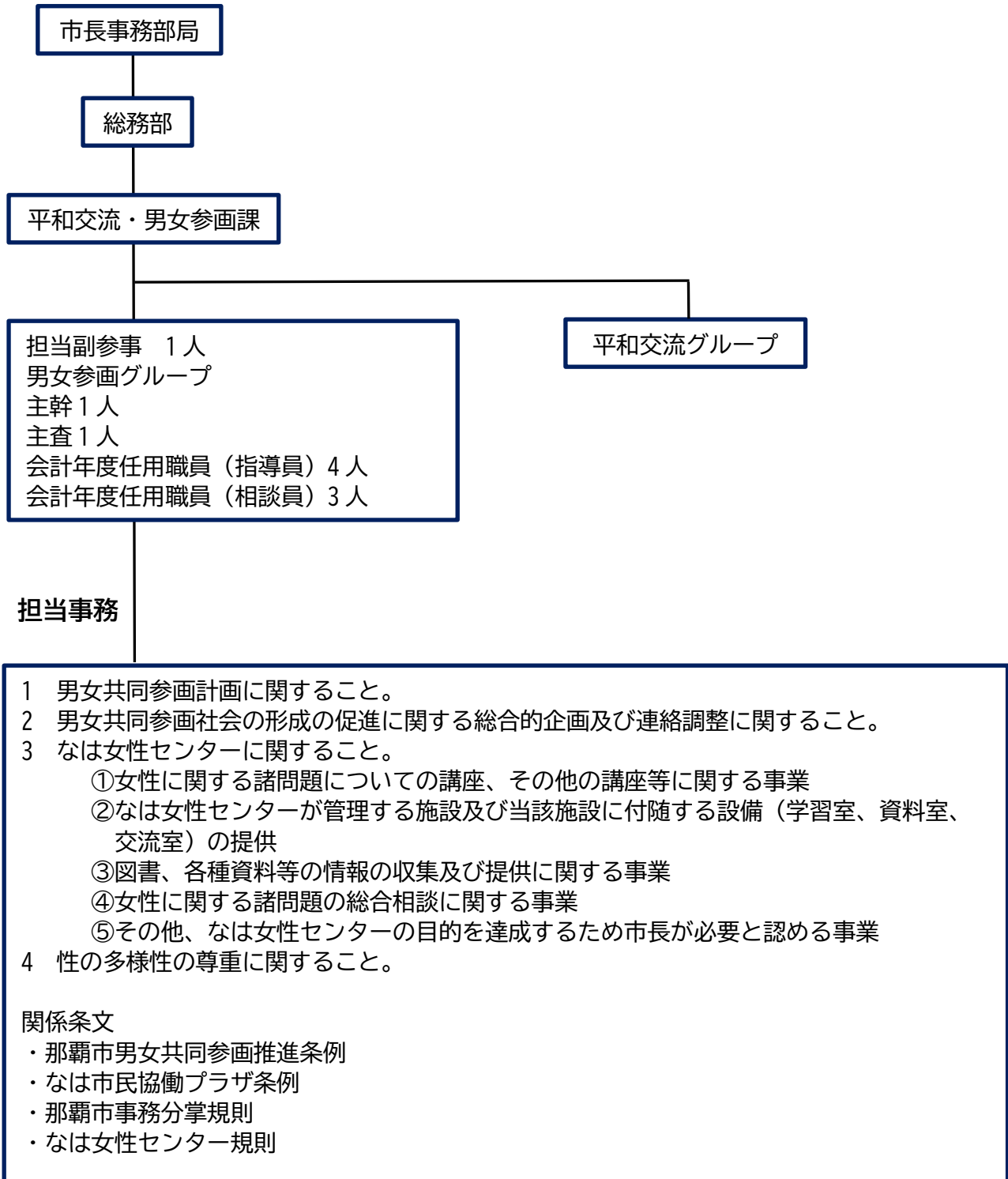
(1) 沿革

年代	なは女性センターの歩み
1976 (S51)	<ul style="list-style-type: none"> ・経済部労働福祉課に勤労婦人担当主査を 配置 12/2 ・「働く婦人の家」建設へ取り組む
1981 (S56)	<ul style="list-style-type: none"> ・「那覇市働く婦人の家」開設(久茂地公民館との複合施設) 1/17
1985 (S60)	<ul style="list-style-type: none"> ・那覇市婦人問題会議設置 10/30 ・第1回うないフェスティバル開催
1987 (S62)	<ul style="list-style-type: none"> ・那覇市婦人問題会議から答申「21世紀に向けての那覇市における女性行動計画の策定」について 3/31
1988 (S63)	<ul style="list-style-type: none"> ・「那覇市女性行動計画」策定 3/31 ・経済部女性室設置(室長、主査、主事の計3人) 4/1 ・那覇市女性行動計画関連の用語“婦人”を“女性”に改称 7月
1989 (H1)	<ul style="list-style-type: none"> ・女性室を経済部から総務部へ機構改革 4/1
1991 (H3)	<ul style="list-style-type: none"> ・主事を主査へ変更(室長、主査2人の計3人) 4/1 ・市民女性学講座 '91 開催
1992 (H4)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民女性学講座 '92 開催 ・「那覇市女性行動計画」推進プラン策定
1993 (H5)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民女性学講座 '93 開催
1994 (H6)	<ul style="list-style-type: none"> ・主査増員(室長、主査3人の計4人) 4/1 ・市民女性学講座 '94 開催 ・「なは女性史証言集」発行
1996 (H8)	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員配置(指導員4人、相談員2人、女性史編さん員1人の計7人) 4/1 ・「なは女性センター」とまりん5階に開設 10/1(働く婦人の家閉館)
1997 (H9)	<ul style="list-style-type: none"> ・那覇市女性問題会議から答申「第2次那覇市女性行動計画策定に向け提言」 3/4
1998 (H10)	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改編(室長、主査2人、主事の計4人) 4/1 ・「第2次那覇市女性行動計画(なは男女平等推進プラン)」策定 9/20 ・「なは男女共同参画都市」宣言 9/28 ・なは女性史(近代編)「なは・女のあしあと」発行 9/28
1999 (H11)	<ul style="list-style-type: none"> ・「なは女性センター」とまりん5階から4階へ 12/25
2000 (H12)	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改編(室長、主査3人の計4人) 4/1
2001 (H13)	<ul style="list-style-type: none"> ・なは女性史(前近代編・戦後編)「なは・女のあしあと」発行 3/30 ・なは女性史編さん事業終了 3/31 ・総務部女性室から総務部男女共同参画室へ改称 ・組織改編(室長、主査2人の計3人) センター非常勤職員7人(指導員4人、相談員3人) 4/1 ・「なは女性センター」壺川ビル2階へ移転 8/18
2002 (H14)	<ul style="list-style-type: none"> ・「那覇市女性行政推進委員会」を「那覇市男女共同参画行政推進委員会」に改称 4/1 ・「那覇市女性問題会議」を「那覇市男女共同参画会議」に改称 7/1 ・「女性行動計画」を「男女共同参画計画」に改称 7/1
2003 (H15)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)」改訂版発行 3月 ・「なは女性センター」新都心銘苅庁舎1階に移転 5/25 ・那覇市男女共同参画会議へ諮問「那覇市男女共同参画推進条例(骨子)」 10/23
2004 (H16)	<ul style="list-style-type: none"> ・那覇市男女共同参画会議から答申「那覇市男女共同参画推進条例(骨子)」 3/29 ・那覇市事務分掌規則を一部改正し、平和交流・男女参画課の分掌事務に「性の多様性の尊重に関すること」を追記 4/1 施行

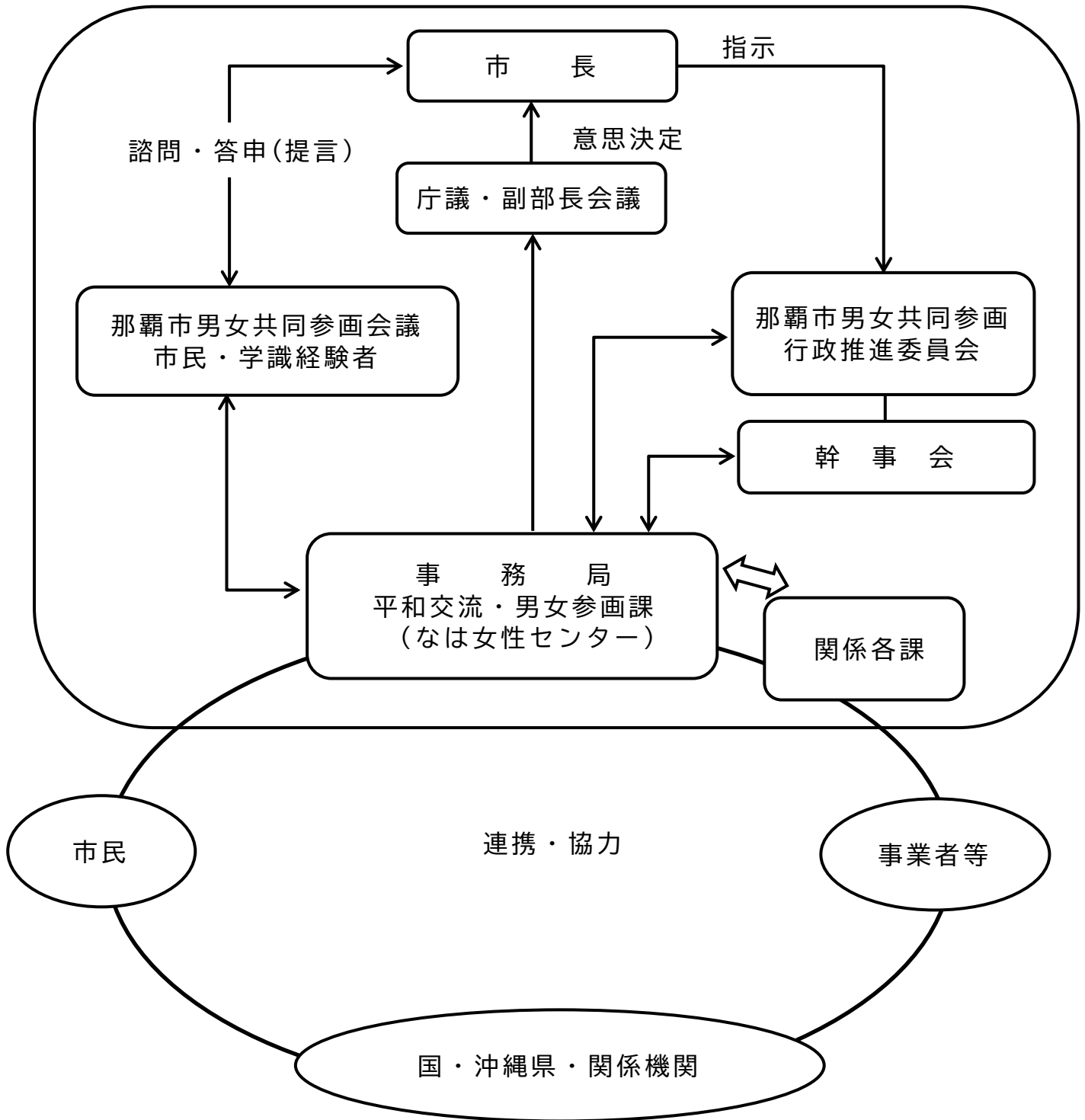
年代	なは女性センターの歩み
2005 (H17)	<ul style="list-style-type: none"> ・「那覇市男女共同参画推進条例」議会可決 3/23 ・「那覇市男女共同参画推進条例」施行 4/1 ・組織改編(室長、主査の計2人) 4/1
2006 (H18)	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改編により市民平和交流室と統合 総務部市長公室平和交流・男女参画室を設置(室長、平和交流担当:3人、男女参画担当:主幹、主査の計6人) 男女参画グループ(主幹、主査)は本庁へ異動 4/1
2007 (H19)	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改編(室長、副参事、主任主事の計3人)4/1 センター非常勤職員8人(指導員5人、相談員3人) ・那覇市男女共同参画会議から答申「第3次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)策定に向けての提言」8/16
2008 (H20)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)」策定 ・組織改編により那覇軍港総合対策室と統合 センター非常勤職員7人(指導員4人、相談員3人) ・男女参画グループ(副参事、主任主事)が本庁から女性センターへ異動
2009 (H21)	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改編(副参事、主査の計2人) ・那覇市DV被害者等生活支援給付金給付事業を実施 6/1 ・本庁舎建替えに伴う仮庁舎への移転 9/24 (平和交流・男女参画室は、銘苅庁舎2階へ 9/5)
2010 (H22)	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改編(主幹、主査の計2人)
2011 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・組織名称変更 平和交流・男女参画「室」から「課」に組織改編 ・「思春期の心と体のための意識啓発事業」開始
2012 (H24)	<ul style="list-style-type: none"> ・「那覇市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」策定 3月
2013 (H25)	<ul style="list-style-type: none"> ・プライド・イベント「ピンクドット沖縄」をてんぶす館前広場にて初開催(共催事業) 7/14
2014 (H26)	<ul style="list-style-type: none"> ・新都心銘苅庁舎が平成27年4月1日に「なは市民協働プラザ」へリニューアルされるのに伴い条例や規則の一部改正 ・「なは市民協働プラザ条例」公布 9/30 ・「なは女性センター規則」公布 9/30 ・第30回うないフェスティバル(※1985年から開催の歴史に幕)
2015 (H27)	<ul style="list-style-type: none"> ・なは市民協働プラザ開館 4/1 ・「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言(レインボーなは宣言)を発表 7/19
2016 (H28)	<ul style="list-style-type: none"> ・琉球大学大学院法務研究科と「性の多様性の尊重についての連携・協力に関する協定」を締結 4/14 ・「那覇市パートナーシップ登録」開始 7/8 ・なは女性センター20周年記念シンポジウム 「レインボーなは ～性の多様性を尊重するまちづくり～」を沖縄県立博物館・美術館にて開催 11/12 ・市営住宅入居時の親族要件にパートナーシップ登録者も追加 12月
2017 (H29)	<ul style="list-style-type: none"> ・那覇市男女共同参画会議へ諮問「第4次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)への提言について」11/30 ・「男女共同参画研修参加費補助金」事業開始
2019 (H31/R1)	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改編(担当副参事、主幹、主査の計3人)4/1 ・那覇市男女共同参画会議から「第4次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)(那覇市女性活躍推進計画)(第2次那覇市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)策定に向けて」の提言 7/11 ・「第4次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)(那覇市女性活躍推進計画)(第2次那覇市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)」策定 12月

年代	なは女性センターの歩み
2020 (R2)	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言を受け、なは女性センター臨時休館
2021 (R3)	<ul style="list-style-type: none"> ・なは女性センター25周年記念座談会「女性センターの果たしてきた役割、そして、これからを考える」10/1
2022 (R4)	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ登録の要件として「戸籍上の同性」から「2人（その一方又は双方の性的指向が必ずしも異性愛のみでない場合又は性自認が戸籍上の性別とは異なる場合に限る。）」に要綱改正 4/1 ※成年の年齢が20歳から18歳へ改正されることに伴い、パートナーシップ登録も18歳より可能 ・「那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録」へ拡充 10/1（2人と同居する子どもをはじめとする近親者も「家族」として登録）
2023 (R5)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)(那覇市女性活躍推進計画)(第2次那覇市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)」の中間見直し
2024 (R6)	<ul style="list-style-type: none"> ・那覇市女性デジタル人材育成支援事業実施 ・デジタルサイネージを活用したパープルライトアップの実施（女性に対する暴力をなくす運動）
2025 (R7)	<ul style="list-style-type: none"> ・「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言(レインボーなは宣言)から10年 ・デジタルサイネージを活用したパープルライトアップの実施（女性に対する暴力をなくす運動） ・「那覇市性の多様性を尊重する条例」制定に向けてのパブリックコメント実施

(2) 令和7年度男女共同参画事業行政組織表

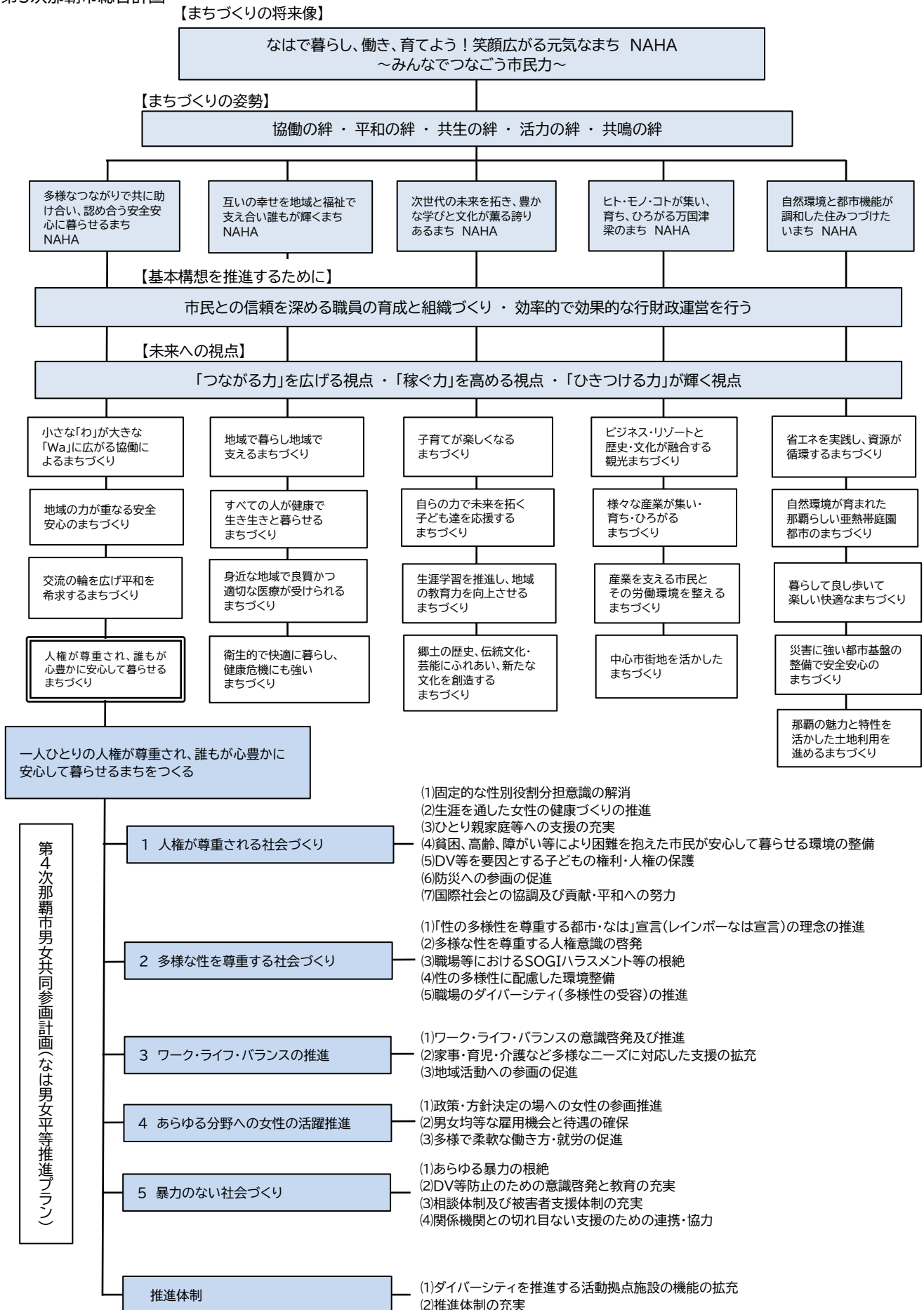


2 那覇市男女共同参画 推進体制図



3 施策の体系

第5次那覇市総合計画



4 令和7（2025）年度決算（見込）

（単位：千円）

事業名	決算	備考
男女共同参画計画推進事業	128	那覇市男女共同参画会議委員報酬 費用弁償
女性センター管理運営	24,353	会計年度任用職員報酬 報償費（講師・保育・手話通訳・弁護士等謝礼） 消耗品費（図書購入等） 複写機賃借料・保守料
「思春期の心と体」のための 意識啓発事業	756	業務委託料
男女共同参画研修参加費 補助事業	100	補助金
女性デジタル人材育成 支援事業	4,091	業務委託料
合計	29,428	

5 令和7（2025）年度 事業概要

ア 男女共同参画会議の開催

市長の附属機関である那覇市男女共同参画会議は、男女共同参画計画の推進や男女共同参画社会の形成の促進のための諸施策について調査審議します。

令和7年度は、第4次那覇市男女共同参画計画の進捗管理及び「那覇市性の多様性を尊重する条例（仮称）」について審議しました。

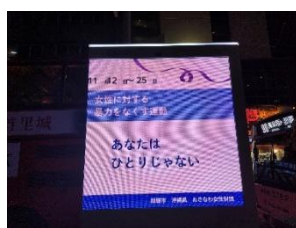
第3回参画会議 令和7年10月9日（木）

第4回参画会議 令和8年3月19日（木）

イ 「那覇市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」の推進

平成25年3月に策定された本計画は、DV被害者等の安全と安心を重視し、総合的なDV対策の推進を目的としています。令和元年12月、「第4次那覇市男女共同参画計画」の基本目標「暴力のない社会づくり」に位置付け、すべての市民が暴力や差別、人権侵害に関する正しい理解を持ち、加害者・被害者・傍観者にならないために各所管課において具体的施策を実施します。

また、「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～25日）では、デジタルサイネージやパープル・ライトアップを活用した啓発活動を行いました。



また、「ダイヤルうない」でもDVについてのお電話で相談を受けるほか、DVで悩む方を支援するための情報提供を行っています。

ウ DV 被害者支援のための庁内ネットワーク会議の開催（令和8年2月4日（水））

DV 被害者支援に関わる課が一同に集まり、被害者支援の在り方を協議し、改善点等を共有するとともに、スムーズな連携を目指して開催しました。

エ 「思春期の心と体」のための意識啓発事業

本事業は、市内の公立中学校全校を対象に、思春期の子どもたちのための人間関係づくりを学ぶプログラムです。CAP（子どもへの暴力防止プログラム）の理念を基に、問題解決能力を高め、自己コントロール感や人間関係のトラブルから自分を守る方法を学びます。さらにロールプレイや話し合いを通じ、気持ちを率直に伝える方法や、互いを尊重するコミュニケーションを考えます。

参加人数：計 2,648 人（生徒 2,501 人、教職員等 147 人）



オ 那覇市男女共同参画研修参加費補助事業

本事業は、男女共同参画に関する研修に参加する市民に対して研修参加費用の一部補助を行うものです。

令和7年度 海外セミナー参加者（カンボジア）2名



カ 那覇市女性デジタル人材育成支援事業

本事業は、市在住の就労意欲のある女性を対象にデジタル教育から就労支援まで、自立に向けた取組みをサポートする伴走型支援の事業です。



キ 男女共同参画週間(内閣府主唱 6月23日～29日)の実施

毎年6月23日の「男女共同参画週間」では男女共同参画社会基本法の目的や基本理念への理解を深める取り組みを実施しています。令和7年度のキャッチフレーズは「誰でも、どこでも、自分らしく」が選ばれ、なは女性センターにて「男女共同参画社会」に関する内容を分かりやすくまとめたパネル展示を行いました。

展示期間
6月16日(月)～6月30日(月)
(休館：6月23日)



ク 第 27 回那覇市男女平等週間(9月 20 日 ~ 26 日)の実施

沖縄の女性が初めて選挙権を行使した 1945 年 9 月 20 日を記念し、なは女性センターでは平成 10 年より 9 月 20 日~26 日を「那覇市男女平等週間」として広報啓発を実施してきました。その後、「那覇市男女共同参画推進条例」(平成 17 年制定)において、毎年 9 月 20 日を含む 1 週間を「那覇市男女平等週間」と定め、令和 7 年度は男女共同参画の歩みや女性登用率などを紹介するパネル展を行いました。



ケ 性の多様性の尊重に関すること

那覇市は平成 27 年 7 月 19 日に「性の多様性を尊重する都市・なは(レインボーなは宣言)」を発表し、その理念に基づき平成 28 年 7 月 8 日から「那覇市パートナーシップ登録」を開始しました。さらに令和 4 年 10 月 1 日に、同居する子どもなど近親者も「家族」として登録できる「パートナーシップ・ファミリーシップ登録」へ拡充しています。

また、職員研修では外部講師(琉球ミライ株式会社・平良亮太氏)を招き、性の多様性を学ぶとともに市民サービスの在り方を見直すきっかけとなりました。(計 149 人職員受講)

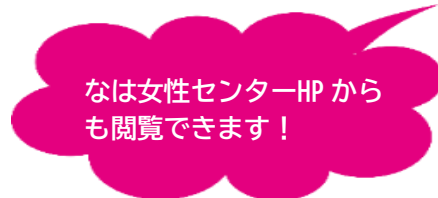
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
登録	4 組	11 組	12 組	11 組	14 組	15 組	83 組 ※うち 4 組
抹消	0 組	2 組	6 組	2 組	2 組	2 組	17 組

※ファミリーシップ登録組数

コ 情報紙の発行

「なは女性センターだより」を毎月発行(年 12 回)し、下記の機関へ配布しています。

庁内各課、三支所(真和志、首里、小禄)、公民館、図書館、児童館、公立こども園、公私連携こども園、私立認可保育園、小中学校、民生委員、女性団体、県内女性行政担当課、地域包括支援センター、他



サ 図書の購入

	タイトル	著者/出版社	発行年
1	子どもと女性のくらしと貧困「支援」のことばを聞きに行く	中塚 久美子 /かもがわ出版社	2024年
2	となりのヤングケアラーSOSをキャッチするには？	村上 靖彦/筑摩書房	2024年
3	私が選ぶ 高齢期のすまい活	近山 恵子、櫛引 順子、 佐々木俊子/彩流社	2025年
4	バカなフリして生きるのやめた 10代から考える性差別・性暴力	仁藤 夢乃/新日本出版社	2025年
5	性暴力の加害者となった君よ、すぐに許されると思うなかれ	斎藤 章佳、にのみや さをり /ブックマン社	2024年
6	アダルトチルドレンの教科書回復のメタメソッド	横道 誠/晶文社	2024年
7	消費される階級	酒井 順子/集英社	2024年
8	アンチ・アンチエイジングの思想 ボーヴォワール『老い』を読む	上野 千鶴子/みすず書房	2025年
9	おしゃべりから始める私たちのジェンダー入門	清田 隆之/朝日出版社	2023年
10	自慢話でも武勇伝でもない「一般男性」の話から見た生きづらさと男らしさのこと	清田 隆之/扶桑社	2021年
11	ジェンダーの視点で学ぶ憲法入門	河口 かしみ/大月書店	2025年
12	不機嫌を飼いならそう嫌な気持ちにメンタルをやられない	藤野 智哉/主婦の友社	2025年
13	人はなぜ結婚するのか	筒井 淳也/中央公新社	2025年
14	越境する書物 変容する読書環境のなかで	和田 敦彦/新曜社	2011年
15	老害脳	加藤 俊徳 /ディスカヴァー携書	2024年
16	男が男を解放するために非モテの品格	杉田 俊介/Pヴァイン	2023年
17	男性学入門 そもそも男って何だっけ？	修司 あきら/光文社新書	2025年
18	LGBTユースのためにおとなができること	一般社団法人にじーず /一般社団法人にじーず発行	2024年
19	がんと生ききる 悲観にも楽観にも傾かず	落合 恵子/朝日新聞出版	2025年
20	あお！これがじぶんのいろ	スコット・スチュアート /ゆまに書房	2025年
21	#Z世代的価値観	竹田 ダニエル/講談社	2023年
22	生きのびるための犯罪 増補新版	上岡 陽江、ダルク女性ハウス /新曜社	2024年
23	暴力とアディクション	信田 さよ子/青土社	2024年
24	沖縄社会論 周縁と暴力	打越 正行/筑摩書房	2025年
25	ババヤガの夜	王谷 晶/河出書房新社	2023年

女性センター管理運営事業

ア 施設概要

- 設置目的：女性に関する諸問題についての学習、交流その他の活動の機会及び場を市民等に広く提供することにより、女性の地位向上を図るとともに、協働プラザの施設を利用する企業、団体等との連携による地域の活性化に資することを目的とする。
(なは市民協働プラザ条例(平成26年条例第40号)第36条より)
- 所在地：那覇市銘苅2丁目3番1号 (なは市民協働プラザ1階)
- 建物の概要：構造 鉄筋コンクリート造 面積359.1㎡ (108.6坪)
- 開設：平成8 (1996) 年10月1日
- 開館時間：月～金曜日 午前9時～午後9時／土曜日 午前9時～午後5時
- 休館日：日曜・祝日・慰霊の日 (6/23) ・年末年始 (12/29～1/3)

イ なは女性センターの利用状況

月	開館日数	第1学習室			第2学習室			和室 (子ども室)		交流室・資料室の 利用者数	相談室 (件数)			合計 (人数)
		件数	利用者数	稼働率	件数	利用者数	稼働率	件数	利用者数		電話	面接	法律相談 (弁護士)	
4	25	20	73	28.2%	46	373	64.8%	1	9	68	297	26	-	846
5	24	12	41	17.6%	42	312	61.8%	1	6	64	267	33	4	727
6	24	10	28	14.7%	40	369	58.8%	0	0	143	240	21	4	805
7	26	17	46	23.0%	40	230	54.1%	0	0	119	271	24	1	691
8	25	9	27	12.9%	35	290	50.0%	0	0	154	281	25	2	779
9	24	14	42	20.6%	35	297	51.5%	0	0	190	289	28	3	849
10	26	18	70	24.3%	42	296	56.8%	0	0	264	267	16	3	916
11	23	18	61	28.1%	39	338	60.9%	0	0	176	201	21	4	801
12	24	16	50	23.5%	37	352	54.4%	1	2	153	234	25	-	816
1	23	19	64	29.2%	39	278	60.0%	0	0	170	253	32	3	800
2	22	19	49	30.6%	38	356	61.3%	0	0	169	251	21	2	848
3	25	18	78	25.4%	29	285	40.8%	0	0	149	266	15	0	793
計	291	190	629	23.1%	462	3,776	56.1%	3	17	1819	3117	287	26	9,671

※ 学習室の利用者人数＝講座受講者＋サークル利用者

※ 交流室・資料室の利用者数には図書貸出利用者を含む

※ 月別稼働率＝月の利用件数÷{(平日開館日数×時間単元数)+(土曜日開館日数×時間単元数)}×100

※ 年間稼働率＝年間利用件数÷{(平日年間開館日数×時間単元数)+(土曜日間開館日数×時間単元数)}×100

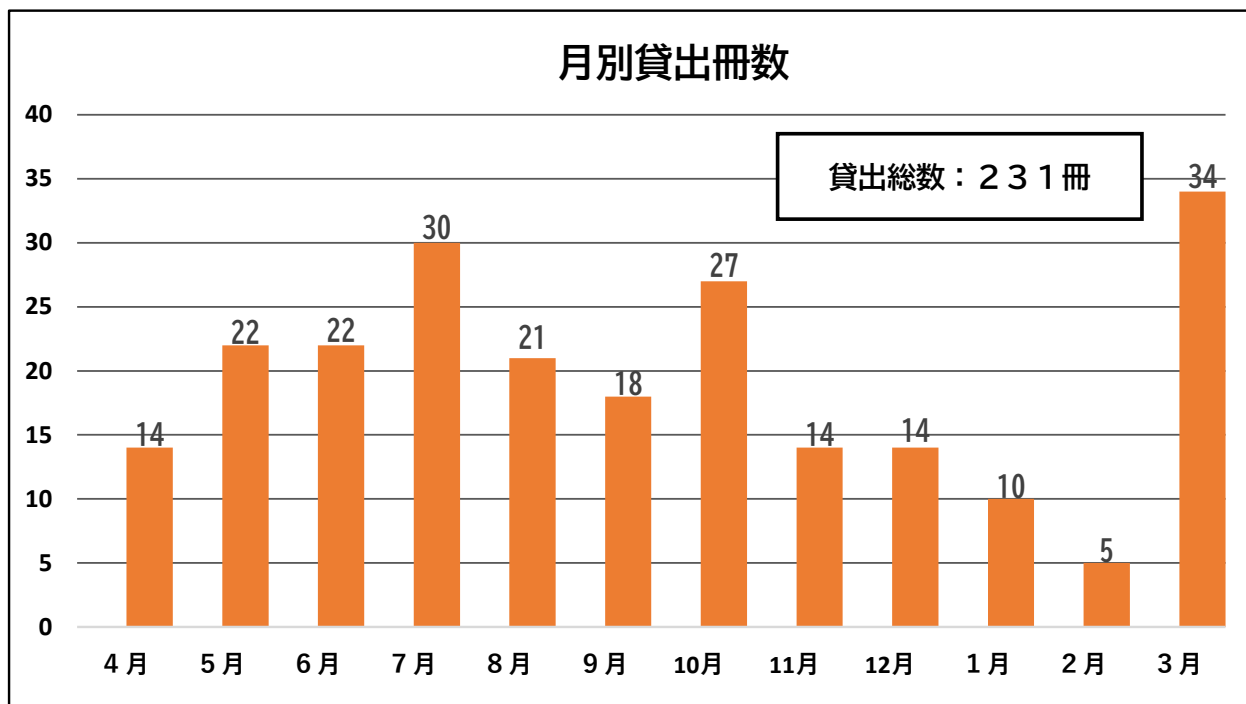
※ 時間単元数に入る数字は、平日は朝・昼・晩と貸し出しているので「3」、土曜日は朝・昼の貸出なので「2」となる
ただし、工事等で利用不可日は時間単元数より差し引く

No.	名 称	カテゴリー	活動内容
1	混元太極拳	運動	太極拳を通して健康な体と心づくりを行う。一人ひとりが健康を意識することで、ボランティア活動にも積極的に参加できるよう務める。
2	ひまわりの会	運動	健康増進を目的として、気功を取り入れながら、身体を整え、美しく正しい姿勢を目指し、ストレッチ体操、気功、リズム体操を行う。
3	おもろまち太極拳クラブ	運動	高齢者でも参加しやすい太極拳で運動不足を解消し、交流を深めて和気あいあいとした仲間の輪をつくり、やりがいやストレス解消にもつなげる。
4	でいご民謡サークル	民舞	健康づくりを目的に、笑顔で楽しく踊りながら交流の輪を広げ、地域活動にも参加する。
5	沖楽会 トーンチャイムサークル	音楽	県外出身女性の会「沖縄を楽しむ会」（沖楽会）からメンバーを募り、ハンドベルの一種「トーンチャイム」の練習に励む。演奏を通して音楽に親しみ、会員同士の交流も深めるとともに、情報交換を行う。
6	手話サークル てのひらの会	学習会	ろう者、難聴者、聴者が集い手話を学ぶ。交流を通して互いの文化を知り、理解するとともに、情報交換を行う。
7	好好朋友	学習会	中国語の学習を通して会員の生きがいづくりを推進する。
8	市民団体 ていーだあみ	学習会	セクシュアリティと社会を取り巻く問題を起点に、人権について考え、語り合い、発信する団体。レインボー交流会の開催や、性の多様性に関する講演、研修等の実施、行政機関の施策相談、相談員養成のほか、性の多様性尊重の社会形成に関することについて取り組んでいる。
9	いるまんちゃー	学習会	ろうLGBTQ当事者と手話を通して交流を深め、情報交換を行う。今後は手話教室や相談室を催す予定。
10	那覇市女性ネットワーク会議 ～あけもどろ女性の会～	学習会	男女共同参画社会の実現と女性が輝く社会を目指し、勉強会の開催や会員の交流・情報交換、行政への要請活動などに取り組む。
11	日本語サークル どうしぐわー	学習会	多文化共生と安心して暮らせる地域づくりのため、多様なバックグラウンドをもつ在住外国人と日本人が対等に出会い相互理解を深める交流の場をもつ。
12	ACA なは女性ミーティング	学習会	アルコール問題など機能不全家庭で育った女性が定期的にミーティングを開き、経験を分かち合う場をもつ。 (ACA：アダルトチャイルド・アノニマス)
13	ハーモニー英会話サークル	語学	外国人講師を招き、会員相互の英語力の向上を図るとともに、女性に関する諸問題にも目を向けて考え、英語表現を広げる。
14	水彩画サークル タッチ	美術	水彩画に魅力を感じたシニア女性たちが、透明感のある仕上がりなどの描き方を学び、交流を深めながら楽しい人生を送ることを目指している。
15	ヨガ棒サークル JOY	運動	女性の健康維持のため、ヨガ棒で首や肩、股関節などをほぐすストレッチを行い、しなやかで柔軟な体づくりに取り組む。

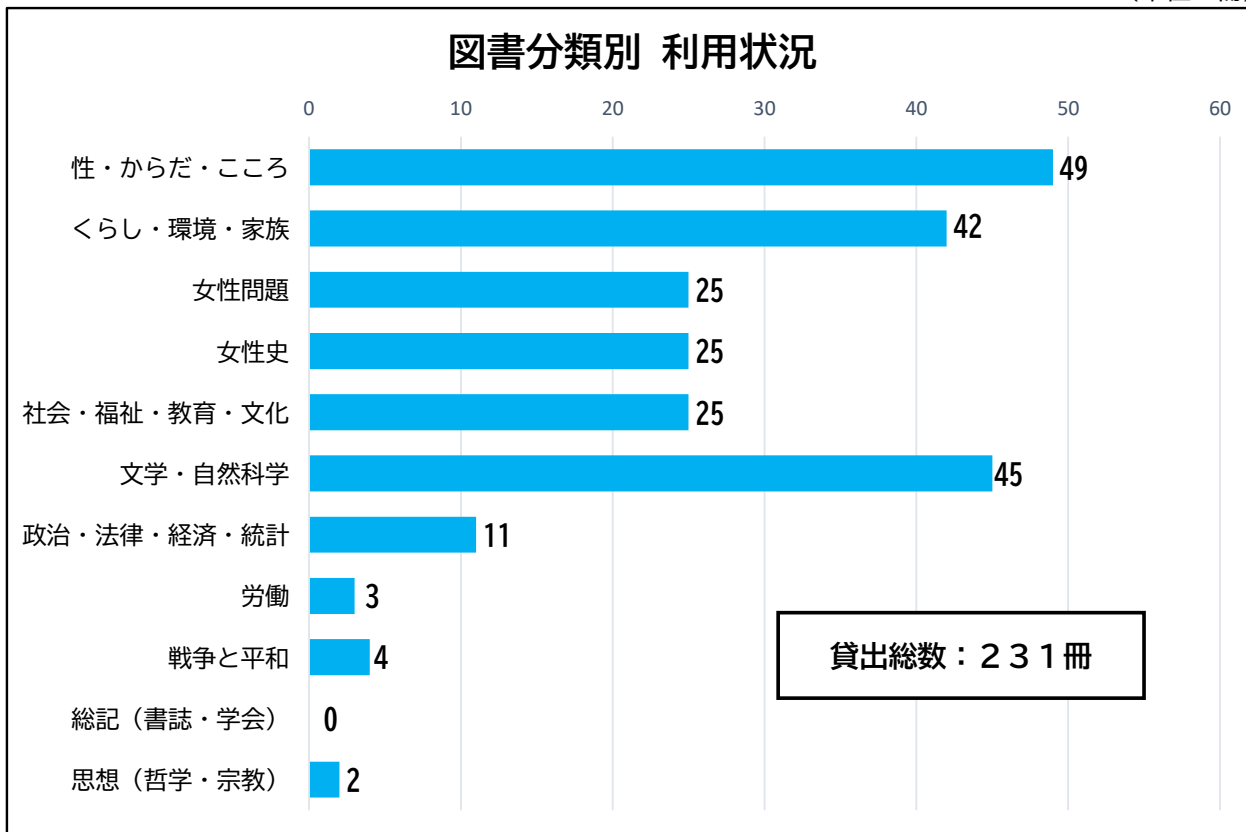
エ なは女性センター蔵書利用状況

図書・情報コーナーでは、図書の貸出や各種資料の閲覧ができます。
 図書の貸出は、一度に2冊まで（期間は2週間）、資料については閲覧のみです。

(単位：冊)



(単位：冊)



オ 相談業務

女性が自分の意思で人生を選択することを支援するために、生きがい、家庭の問題など、女性の抱えるさまざまな相談に応じ、情報提供し、サポートします。電話相談、面接相談のほか、弁護士による法律相談も行っています。

性の多様性に関する相談も行っており、専門の窓口ではありませんが、相談者が「自分らしい生き方」を自らの意思で選択できるよう一緒に考えます。

- 電話・面接相談（要予約） → 月～土 午前9時～午後5時（正午～1時を除く）
- 弁護士による法律相談（予約制） → 年10回（4月、12月を除く）
- 「ストップ・DV」情報提供 → 希望あれば随時

(単位：件)

受付件数				
電話相談		面接相談		
初	再	初	再	同行
146	2,971	36	211	40
3,117		287		
3,404				

(単位：件)

時間帯	9時～12時	13時～17時
	1,473	1,931

(単位：件)

受信対応件数	3,117
応答器対応件数	5,901
全着信件数	9,018

《 主訴別相談状況 》

(単位：件)

内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
	人生	家族	夫婦	人間関係	健康・性	LGBTQ	職業	金銭暮らし	その他	
性別 女	392	222	359	891	291	119	134	331	478	3,217
性別 男	70	1	20	14	12	1	1	26	42	187
合計	462	223	379	905	303	120	135	357	520	3,404

(単位：件)

暴力相談件数	380
内DV	279

(単位：件)

法律相談件数	26
面接相談予約システム	15

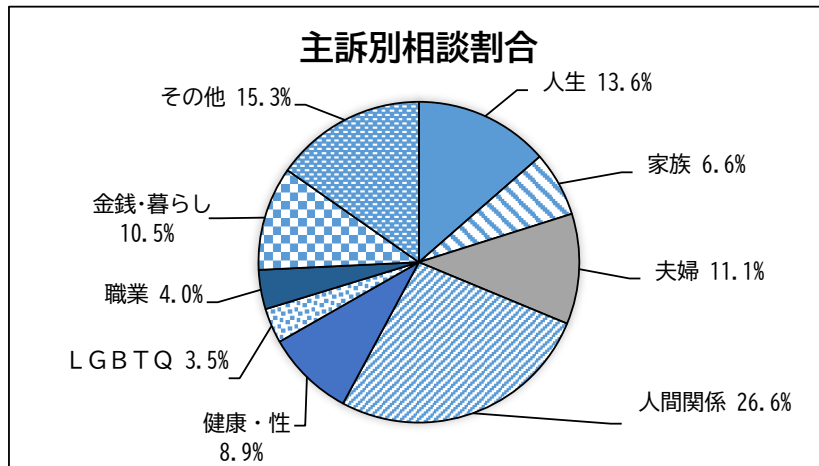
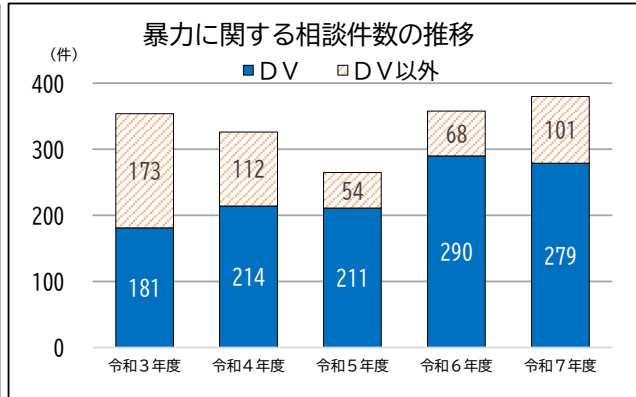
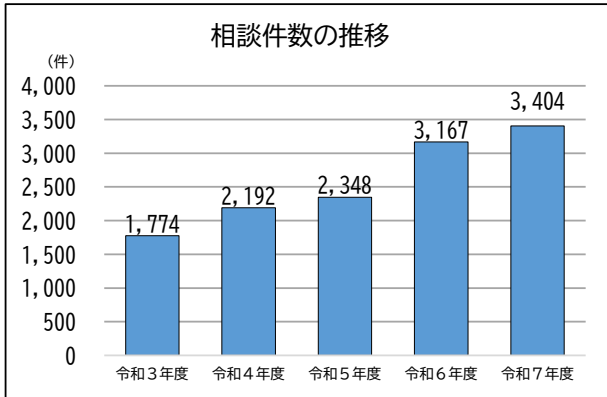
《 相談件数の推移（主訴別） 》

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
人生	94	5.3%	174	7.9%	371	15.8%	559	17.7%	462	13.6%
家族	194	10.9%	191	8.7%	185	7.9%	236	7.5%	223	6.6%
夫婦	306	17.2%	393	17.9%	333	14.2%	453	14.3%	379	11.1%
人間関係	312	17.6%	378	17.2%	542	23.1%	635	20.1%	905	26.6%
健康・性	301	17.0%	241	11.0%	207	8.8%	279	8.8%	303	8.9%
LGBTQ							117	3.7%	120	3.5%
職業	34	1.9%	88	4.0%	66	2.8%	126	4.0%	135	4.0%
金銭	10	0.6%	12	0.5%	20	0.9%	245	7.7%	357	10.5%
暮らし	70	3.9%	100	4.6%	101	4.3%				
その他	453	25.5%	615	28.1%	523	22.3%	517	16.3%	520	15.3%
合計	1,774	100.0%	2,192	100.0%	2,348	100.0%	3,167	100.0%	3,404	100.0%

《 暴力に関する相談件数の推移 》

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
DV	181	51.1%	214	65.6%	211	79.6%	290	81.0%	279	73.4%
※DV以外	173	48.9%	112	34.4%	54	20.4%	68	19.0%	101	26.6%
合計	354	100.0%	326	100.0%	265	100.0%	358	100.0%	380	100.0%

※DV以外の暴力：配偶者、恋人、パートナー以外からの暴力、性暴力、ハラスメント



カ なは女性センター講座一覧（令和7年度）

※講師の所属・肩書は開催時のもの
※単位：人／（）内はこども数

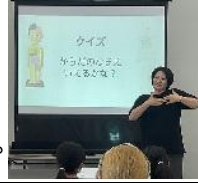
講座番号	講座	講師	開催日時	参加人数			保育	手話通訳
				計	女性	男性		
1	子どもの「片づける力」を育てる ～いつのまにか親子で片づけ上手～	沖縄お片付けリアン 渡名喜 一珠美	4月26日（土） 午後2時～4時	26	24	2	9	
2	ADHD（注意欠如・多動性障害）の子どもへの支援について ～ペアレント・トレーニングについて知ろう～	OIST/発達神経ユニット 島袋 静香	5月31日（土） 午後2時～4時	43	33	10		
3	市民が学ぶ「LGBTQ+」 ～誰もが自分らしく生きられる那覇市を目指して～	沖縄ろうLGBTQいるまんちゃー 鈴木 文人 國吉 陽介	6月21日（土） 午後2時～4時	20	11	9		2
4	親子で学ぶ沖縄戦	（株）さびら 平和教育ファシリテーター 狩俣 日姫	7月26日（土） 午前10時～12時	14(7)	10(5)	4(2)		
5	こころとからだとせいのはなし	思春期保健相談士 和田 なほ	8月9日（土） 午前10時～12時	38(20)	32(15)	6(5)		
6	学ぼう心のサイン・気づこうこどものSOS きみの命はたからもの	沖縄大学 教授 名城 健二	8月16日（土） 午後2時～4時	27	20	7		
7	ドクトルきよしに聞く こころが楽になるコツ	医学博士／長田クリニック院長 長田 清	9月20日（土） 午後2時～4時	38	31	7		
8	思春期のための包括的性教育 ～ユースクリニック 若者のための身体・性・心の相談窓口～	若者向け 看護師 金城 有紀 助産師 儀間 沙耶香	10月18日（土） 午前10時～12時	(5)	(4)	(1)		
		保護者向け 産婦人科医 美ら海ユースクリニック代表 深津 真弓 思春期保健相談士 和田 なほ		33	30	3		
9	国連の勧告から見てくること ～女性差別撤廃委員会（CEDAW）はどうみたら～	Be the Change Okinawa 代表 親川 裕子	11月8日（土） 午後2時～4時	18	17	1		
10	知って安心、成年後見制度 早わかり講座 ～法定後見制度、任意後見制度とは～	司法書士 福原 淳	11月13日（木） 午後6時～8時	43	32	11		
11	小児科医から見た子どもの虐待	小児科医 勝連 啓介	11月27日（木） 午後7時～8時30分	34	26	8		
12	今からはじめる骨盤底筋トレーニング！ ～尿もれ、産後ケア、姿勢改善、 体型維持、更年期対策にオススメ～	作業療法士/MahanaLab 代表 長嶺 心じ子	12月6日（土） 午後2時～4時	34	34	0		
13	沖縄初！女性嘸家・金原亭杏寿さん ～「好き」を仕事にする生き方～	一般社団法人 落語協会 金原亭 杏寿	12月11日（木） 午後6時30分～8時30分	37	27	10		
14	パパ集合！家族を笑顔にする作戦会議	ファザーリングジャパン沖縄支部 玉那覇 敦也	2026年 1月10日（土） 午前10時～12時	12	3	9		
15	（共催：沖縄国際大学） 最近の若者とどう接する？ ～今日の沖縄を生きる少年少女のこころ～	臨床心理士／沖縄国際大学 教授 片本 恵利	1月31日（土） 午後2時～4時	20	19	1		
16	「離婚後共同親権」を学ぶ	弁護士/うむやす法律会計事務所 野崎 聖子	2月14日（土） 午後2時～4時	34	28	6		
17	DV・モラルハラスメントを考える	琉球大学ヒューマンライツセンター 特命准教授 比嘉 紀枝	2月26日（木） 午後2時～4時	29	28	1		1
18	「オトコらしさの呪縛」男(も)つらいよ 男性特有の生きづらさについて考えよう	沖縄キリスト教学院大学 教授 新垣 誠	2月28日（土） 午後2時～4時	20	9	11		
19	男性更年期を考える ～心と体のSOS～	泌尿器科専門医 米納 浩幸 男性更年期セルフケアアドバイザー 呉屋 高宏	3月6日（金） 午後2時～4時	20	5	15		
20	沖縄から考える がんのこと 乳がんのこと わたしたちにできること	浦添総合病院 乳腺外科副部長 宮里 恵子	3月7日（土） 午後2時～4時	23	22	1		
参加者合計				568	445	123		
参加比率				100%	78%	22%		

5

こころとからだとせいの はなし

日時：2025年8月9日(土) 午前10時~12時
講師：和田 なほ 氏 (思春期保健相談士/沖縄性教育コミュニティKPTAS代表)
参加：38名 (女性32名 ※うち子ども15名/男性6名 ※うち子ども5名)

内容：小学3年生~6年生へは「こども」から「おとな」へ成長してく過程で何を大切に... 和田氏は「自分のことは自分で決めていい」と優しく語ります。



Event poster for 'こころとからだとせいの はなし' featuring a QR code, dates, and a list of topics.

7

ドクトルきよしに聞く こころが楽になるコツ

日時：2025年9月20日(土) 午後2時~4時
講師：長田 清 氏 (医学博士/長田クリニック院長)
参加：38名 (女性31名/男性7名)

内容：参加者は、問題ではなく「解決」に焦点を当てる新しい考え方を学びました。自己紹介やストレス発散法を共有し、他者との交流を通じて新たな気づきを得ました。



Event poster for 'ドクトルきよしに聞く こころが楽になるコツ' with a QR code and speaker information.

8

思春期のための包括的性教育 ~ユースクリニック 若者のための身体・性・心の相談窓口~

日時：2025年10月18日(土) 午前10時~12時
講師：深津 真弓 氏 (産婦人科医/美ら海ユースクリニック代表)
和田 なほ 氏 (思春期保健相談士/沖縄性教育コミュニティKPTAS代表)
金城 有紀 氏 (看護師/コミュニティーナース)
儀間 沙耶香 氏 (助産師)

参加：若者向け講座：5名 (女性4名/男性1名)
保護者向け講座：33名 (女性30名/男性3名)
内容：(若者向け講座) 生理や妊娠、性感染症などの身体の機能から多様性はグラデーション、DVチェックなども含めて「あなたの好きを大切に」と語ります。



Large event poster for '思春期のための包括的性教育' with detailed information about the youth clinic and various workshops.

国連の勧告から見てくること ～女性差別撤廃委員会 (CEDAW) はどうみたら～

日時 : 2025年11月8日 (土) 午後2時～4時
講師 : 親川 裕子 氏 (Be the Change Okinawa 代表)
参加 : 18名 (女性17名/男性1名)
内容 : 2024年10月にジュネーブで開かれた女性差別撤廃委員会 (CEDAW) での日本のジェンダー政策審査について、親川裕子氏が報告しました。CEDAWでは政府報告書に加え、市民社会団体も報告書を提出。沖縄からも多くの女性がジェンダー不平等や差別を報告しました。日本政府は、選択的夫婦別姓、女性議員増、緊急避妊薬へのアクセス改善、配偶者同意なしでの人工妊娠中絶の容認に関する勧告を受けました。今回初めて、米軍基地が集中する沖縄での米軍関係者による性暴力に対し、防止と加害者の処罰、サバイバーへの補償を求める勧告が出され、長年の女性たちの活動の成果と評価されました。



知って安心、成年後見制度 早わかり講座 ～法定後見制度、任意後見制度とは～

日時 : 2025年11月13日 (木) 午後6時～8時
講師 : 福原 淳 氏 (司法書士/司法書士法人なかいし事務所 代表社員)
参加 : 43名 (女性32名/男性11名)
内容 : 少子高齢化により暮らしの課題が増える中、成年後見制度への関心が高まっています。認知症の高齢者や障がいのある方が安心して自分らしく生活できるように、契約手続きや財産管理を支援し見守る制度です。講座では法定後見・任意後見の違い、利用のきっかけ、後見人の役割やできること・できないことを身近な事例で解説。併せて相続登記の義務化と遺産分割の基礎も紹介しました。



11 小児科医から見た子どもの虐待

日時 : 2025年11月27日 (木) 午後7時～8時30分
講師 : 勝連 啓介 氏 (小児科医/浦添市障がい福祉関連複合施設ピアラルうらそえ施設長)
参加 : 34名 (女性26名/男性8名)
内容 : 虐待は個人の問題ではなく社会全体で取り組むべき課題であると訴えました。勝連医師は、子どもの安全を最優先に据え、社会全体で子育てを支える「Child First」の重要性を強調しました。また、子ども自身から相談がこない現状を指摘し、対人信頼感などの育成が不可欠であると述べました。市民に対しては、小さな支援の積み重ねが「負の連鎖を断つ」ことにつながると訴え、関係改善による社会全体の課題解決を呼びかけました。



今からはじめる骨盤底筋トレーニング！ ～尿もれ、産後ケア、姿勢改善、体型維持、更年期対策にオススメ～

日時 : 2025年12月6日 (土) 午後2時～4時
講師 : 長嶺 ふじ子 氏 (作業療法士/Mahanalab 代表/ステラハルスジャパン(株) 代表)
参加 : 34名 (女性34名/男性0名)
内容 : 骨盤底筋は尿道・膣・肛門を支える骨盤の底の筋肉で、子宮や膀胱、直腸など骨盤内の臓器を下から支えています。適切に鍛えることで、尿・便失禁の予防改善や骨盤臓器脱の予防、産前産後の回復促進、姿勢改善や腰痛軽減につながります。講座では講師の直接指導により、自己流になりがちなトレーニングを見直し、正しい方法を学びました。



沖縄初！女性噺家・金原亭杏寿さん
～「好き」を仕事にする生き方～

日時：2025年12月11日（木）午後6時30分～8時30分

講師：金原亭 杏寿 氏（一般社団法人 落語協会）

参加：37名（女性27名／男性10名）

内容：沖縄でタレント活動をしていた金原亭杏寿 氏。「芝居の勉強になれば」と東京で訪れた落語に「一本の映画をみたような没入感」を覚え衝撃を受けました。「落語を極めれば、自分自身の軸を持てる」と落語の道に進むことを決意します。しかし、男社会で築き上げられた落語の道は容易ではありませんでした。様々な修行と向き合い、苦しい思いもりましたが、「自分が何に心を打たれているのかアンテナを張り、道を模索することが人生を楽しむコツだ」と語り、「好き」を追及して仕事とすることができることに目を輝かせていました。



なほ女性センター主催 キャリア教育講話（高座）
沖縄初！女性噺家・金原亭杏寿さん
「好き」を仕事にする生き方
 心にしみる話話から
 女性の働き方を考える
 令和07年12月11日（木）開演 18:30 / 閉幕 20:30
 会場 なほ女性センター 学習室
 〒900-0004 那覇市読道2-3-1 なほ市民芸術プラザ1階
 入場料（事前申込・先着順） ※手紙読み・一時退席は禁止しています。
 講師 金原亭 杏寿さん（一般社団法人 落語協会）
 ※申込の受付開始時間・申込方法はこちらをご覧ください。
 ☎098-951-3203 受付時間：10:00～17:00 ※相談は2025年12月11日（木）まで
 ※本日の定員は10名です。定員に達した場合はキャンセルとなります。

パパ集合！
家族を笑顔にする
作戦会議
 2026年1月10日（土）10:00～12:00
 なほ女性センター
 子育てで思いどくコミュニケーションが難しい
 子育てで仕事も両立も難しい...
 子どもとパートナーを笑顔にしたい...
 パパ同士で「作戦会議」しましょう！
 会場 なほ女性センター 学習室
 〒900-0004 那覇市読道2-3-1 なほ市民芸術プラザ1階
 入場料 無料
 申込 先着順
 申込先 ☎098-951-3203

パパ集合！家族を笑顔にする作戦会議

日時：2026年1月10日（土）午前10時～12時

講師：玉那覇 敦也 氏（NPO法人ファザーリングジャパン沖縄支部 代表）

参加：12名（女性3名／男性9名）

内容：子育てや仕事に奮闘するものの、その中での悩みやパートナーとの関係性についてパパ同士が語りました。「家事分担のバランスが難しい」「仕事のハードルも高くなるが、家庭でのハードルも高くなる」「父親像の情報不足」など正直な想いが溢れるなか、共感や具体策を持ち寄り、父親として何ができるのかを考える時間となりました。玉那覇氏より「父親としての使命を理解し、家族を笑顔にする宣言を自分に誓いましょう」と盛り上げ、講座が終わっても、語り続けるパパたちの姿がありました。



最近の若者とどう接する？
～今日の沖縄を生きる少年少女のころ～

共催：沖縄国際大学

日時：2026年1月31日（土）午後2時～4時

講師：片本 恵利 氏（臨床心理士／沖縄国際大学 総合文化学部 人間福祉学科 教授）

参加：20名（女性19名／男性1名）

内容：思春期は、自我の芽生えと自立心の高まりが特徴である一方、反動的な言動も見られ、保護者の不安を招くことがあります。「別に」「フツー」「ビミョー」・・・無関心な言葉に聞こえるが、片本氏によると「自分の世界観・価値観を築いているとき」と説明。若者と接するとき「一枚の紙」に例え、表に現れる言葉と態度の裏に本音が隠れている。無理にその殻を破るのではなく「待つ」ことも大切。保護者が子どものありのままの感情や世界を受け入れると、子ども自身も少しずつ自己開示される。「今、ここで」を大切に、小さなことから始めましょうと励まします。



なほ女性センター 共催 沖縄国際大学
最近の若者とどう接する？
 ～今日の沖縄を生きる少年少女のころ～
 一冊も読んでいるのになんか知らない
 何を聞いても「別に」「フツー」「ビミョー」しか返ってこない
 この子とどう接したらいいんだろう・・・
 そんな不安に、ひとすじの光を見つめますか？
 2026年1月31日（土）14時～16時
 なほ女性センター 学習室
 〒900-0004 那覇市読道2-3-1 なほ市民芸術プラザ1階
 入場料 無料
 申込 先着順
 申込先 ☎098-951-3203
 ※申込の受付開始時間・申込方法はこちらをご覧ください。
 ※本日の定員は10名です。定員に達した場合はキャンセルとなります。

離婚後 共同親権を学ぶ
 2026年2月14日（土）午後2時～4時
 会場 なほ女性センター 学習室（那覇市読道2-3-1）
 離婚後の共同親権は、2026年4月1日から施行されます。この日から、離婚時に未成年の子供がどちらの親に帰属するかではなく、双方の親が共同親権を行使し、権利を行使することで、共同親権への移行が可能になります。共同親権について、裁判官の視点と当事者の視点から解説します。
 対象 離婚の意向がある方、離婚後の子供の養育について悩んでいる方
 対象 講師 野崎聖子
 野崎聖子 弁護士／うむやす法律会計事務所
 野崎聖子氏は、離婚後の共同親権に関する豊富な経験と知識をもち、当事者の立場からわかりやすく解説します。また、共同親権のメリット・デメリットや、共同親権を行使するための具体的な手続きについても詳しく説明します。

「離婚後共同親権」を学ぶ

日時：2026年2月14日（土）午後2時～4時

講師：野崎 聖子 氏（弁護士／うむやす法律会計事務所）

参加：34名（女性28名／男性6名）

内容：2026年4月より、民法改正により離婚後も父母双方が親権を持つ「共同親権」が選択可能となります。うむやす法律会計事務所の野崎聖子弁護士がこの改正について解説しました。改正民法では「親の責務」として、子の人格尊重、発達に応じた養育、生活保持義務が明文化されたことを説明。当日は34名が参加し、共同親権の仕組みや、子どもの利益を最優先する視点について具体的な事例を交え解説されました。参加者の関心の高さを示す多くの質問が寄せられました。



DV・モラルハラメントを考える

その言葉
大切な人を
追いつめていませんか？

2026年
2.26 (木)
14:00 - 16:00
なは女性センター学習室

講師 比嘉 紀枝 氏

日時：2026年2月26日(木) 午後2時～4時
 講師：比嘉 紀枝 氏(琉球大学ヒューマンライツセンター特命准教授)
 参加：29名(女性28名/男性1名)
 内容：最初にDVの種類(身体的・精神的・性的・経済的)と定義づけから始まり
 ました。加害者は力(パワー)を用いて、相手を支配(コントロール)
 し権威を維持しようとし、暴力は、怒りや衝動を止められ
 ないから起きるものではありません。暴力を行う側が自ら選
 択しているのです。お酒は暴力の言い訳に使われますが、暴
 力はふるう側に100%責任があるのです。と、語る講師の包容
 力のある、やわらかいお人柄が参加者をほっとさせてくれま
 した。



なは女性センター 男性応援講座 2025
 「オトコらしさの呪縛」/
 男もつらいよ
 男性特有の生きづらさ
 について考えよう

参加費 無料

2026年
2月28日(土)
14:00～16:00
定員：36人
(事前申込/先着順)
※手遅れ・既席は
中止です。

講師 新垣 誠 氏
 沖縄キリスト教国際大学 教授

開催会場
 なは女性センター 第二学習室

お申し込みはこちら(定員になり次第締め切ります)
 ☎098-951-3203

「オトコらしさの呪縛」男(も)つらいよ 男性特有の生きづらさについて考えよう

日時：2026年2月28日(土) 午後2時～4時
 講師：新垣 誠 氏(沖縄キリスト教国際大学 教授)
 参加：20名(女性9名/男性11名)
 内容：「世界で最も“男はつらいよ”な日本人男性」と題して、男性の生き
 づらさを考えました。グループに分かれ、日頃感じているモヤモヤ感
 を付箋紙に書き出します。「長男は県外で就職してもいずれは沖縄に
 戻らないといけないのか」「弱音を吐けない」「力仕事、力作業を頼
 まれる」「シングルファザーの居場所がない」など。新垣氏から示さ
 れたデータとともに、日本の歴史的背景や現代に至るまで「男はこう
 あらねばならない」という刷り込みに苦しめられてきた男性たちの現
 状が問われました。



男性更年期を考える～心と体のSOS～

日時：2026年3月6日(金) 午後2時～4時
 講師：米納 浩幸 氏(泌尿器科専門医/ヒルズガーデンクリニック院長)
 呉屋 高宏 氏(DANOS 代表/看護師/男性更年期セルフケアアドバイザー)
 参加：20名(女性5名/男性15名)
 内容：男性更年期(LDH症候群)講座が開催され、泌尿器科医の米納
 浩幸氏と看護師の呉屋高宏氏が講師を務めました。米納氏は、
 男性更年期の認知度の低さと未受診・放置の現状を指摘し、男
 性ホルモンの重要性やEDが深刻な病気のリスクサインとなるこ
 とを解説しました。呉屋氏は、40代からの不調は「気のせい」
 ではなく「ブレーキの故障」と捉え、生活習慣の改善とマイ
 ンドフルネス瞑想によるセルフケアの重要性を強調。参加者は、
 男性更年期への理解を深め、自身の健康管理への意識を高めま
 した。



男性
更年期
を
考
え
る

心と体のSOS

2026年3月6日(金)
午後2時～午後4時
なは女性センター学習室

講師 米納 浩幸 氏
 講師 呉屋 高宏 氏

「女性の健康週間」企画講座
 沖縄から考える
 がんのこと
 乳がんのこと
 わたしたちにできること

国民の2人に1人が、がんにかかるといわれています。

日時：2026年3月7日(土)14:00～16:00
 会場：なは女性センター学習室
 対象：関心のある方
 定員：36名(事前申込/先着順)
 参加費：無料
 申込締切は2月21日(土)17時までに申し込みが必要です。
 (詳細はチラシを参照してください。)

講師 宮里 恵子 氏
 乳がん専門医
 浦添総合病院 乳腺外科副部長

経験者 玉香育子さんからの講話もあります。

沖縄から考える がんのこと 乳がんのこと わたしたちにできること

日時：2026年3月7日(土) 午後2時～4時
 講師：宮里 恵子 氏(浦添総合病院 乳腺外科副部長)
 参加：23名(女性22名/男性1名)
 内容：沖縄では女性の乳がん罹患が多い現状を踏まえ、講座では「正しい知
 識を得て、乳がんを正しく恐れる」ことを目的に学びました。がんの
 仕組みや治療法、罹患しやすい年代、予防に役立つ生活習慣、
 セルフチェックの方法を解説。がん経験者の講話では、検診で
 疑いを指摘され子育てと両立しながら治療に向き合った体験や
 疑問をメモして医師に確認し後悔のない治療を目指した姿が印
 象的でした。



後援・共催事業

	イベント名	(主催/後援) 団体名、日時・場所
1	九州 RAINBOW PRIDE 2025	<p>(主催) 九州レインボープライド実行委員会 (後援) 那覇市 他</p> <p>【開催日時・場所】 令和7年11月1、2日(10時～17時) 天神中央公園(福岡市中央区)、 九州レインボープライド公式HP</p>
2	ともに暮らすとは? 共生社会のヒントを探る～地域の実践と対話のワークショップ～	<p>(主催) 多文化ネットワーク fuふ! 沖縄 (後援) 那覇市</p> <p>【開催日時・場所】 令和7年6月27日(13時30分～16時30分) なは女性センター第2学習室</p>
3	勝ち抜く企業経営へ —DX×女性活躍で実現する 生産性革命	<p>(主催) 株式会社タナビコンサルティング (後援) 那覇市 他</p> <p>【開催日時・場所】 令和8年1月27日(15時～16時45分) 沖縄産業支援センター</p>

レインボー交流会 第63回～第66回

レインボー交流会は、レインボーなは宣言(*1)を受けて平成27年9月に開始しました。「交流の場がほしい」「当事者と知り合いたい」「性の多様性について語り合いたいけど、なかなか普段の友達とは話せなくて」…という市民の声から生まれた、誰でも参加できる交流会です。

交流会は、グランドルールに従って進行し、みんなが安心して語り合える場所づくりに努めています。年齢は不問、那覇市民でなくてもかまいません。レインボーなは宣言の趣旨に賛同いただける方なら、どなたでも参加できます。

平成29年4月から、運営を市民団体「ていーだあみ」(*2)に移行しています。

*1 レインボーなは宣言とは？

『性の多様性を尊重する都市・なは』宣言の通称です。

那覇市は、平成27年7月19日、LGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー)を含む性の多様性を尊重する宣言を行いました。

*2 市民団体「ていーだあみ」とは？

セクシュアルマイノリティと社会を取り巻く問題を起点に、人権について考え、語り合い、発信していくグループです。

回	開催日時
第63回	令和7年5月17日(土) 10時～12時
第64回	令和7年7月5日(土) 10時～12時
第65回	令和7年10月11日(土) 14時～16時
第66回	令和8年1月10日(土) 14時～16時

*会場：なは女性センター

*対象者：関心のある方

*定員：各回30人

*主催：市民団体「ていーだあみ」

6 令和8（2026）年度予算

（単位：千円）

事業	令和8年度	備考
男女共同参画計画推進事業	573	・委員報酬 ・費用弁償
女性センター管理運営	25,514	・会計年度任用職員報酬 ・講師謝礼 ・図書購入費等
「思春期の心と体」のための意識啓発事業	852	業務委託料
男女共同参画研修参加費補助事業	100	補助金
女性デジタル人材育成支援事業	4,999	業務委託料
なは女性センター開設30周年及び性の多様性を尊重する条例制定記念事業	2,325	業務委託料等
なは女性センター備品整備事業	1,067	施設備品
合計	35,430	

7 令和8（2026）年度事業概要

- (1) 那覇市男女共同参画計画（第2次那覇市DV防止基本計画、那覇市女性活躍推進計画）の推進に関すること
 - ・男女共同参画会議の開催及び男女共同参画行政推進委員会の開催（幹事会含む）
 - ・男女共同参画研修参加費補助事業
 - ・「思春期の心と体」のための意識啓発事業
 - ・女性デジタル人材育成支援事業
- (2) 男女共同参画社会の形成に関すること
 - ・第4次那覇市男女共同参画計画の進捗管理
 - ・令和8年度男女共同参画週間の取組（6月23日～29日）
 - ・第29回那覇市男女平等週間の取組（9月20日～26日）
- (3) なは女性センターの事業に関すること
 - ・センター講座の開催
 - ・学習室、資料室、交流室の提供
 - ・図書、各種資料の収集及び提供
 - ・相談業務（電話・面接・法律相談）
 - ・その他（広報など）
 - ・なは女性センター開設30周年及び性の多様性を尊重する条例制定記念事業の実施
 - ・なは女性センター備品の整備

- (4) 性の多様性の尊重に関すること
 ・性の多様性について（職員研修等）

8 那覇市の審議会等委員への女性登用状況

各年度 4月1日現在	180条の5 ※1				202条の3 ※2				合計			
	審議会 等数	委員数	うち 女性	割合	審議会 等数	委員数	うち 女性	割合	審議会 等数	委員数	うち 女性	割合
令和2(2020)年度	6	27	3	11.1%	57	736	231	31.4%	63	763	234	30.7%
令和3(2021)年度	6	27	3	11.1%	42	485	190	39.2%	48	512	193	37.7%
令和4(2022)年度	6	27	3	11.1%	53	554	218	39.4%	59	581	221	38.0%
令和5(2023)年度	6	27	3	11.1%	59	687	250	36.4%	65	714	253	35.4%
令和6(2024)年度	6	27	7	25.9%	60	713	255	35.8%	66	740	262	35.4%
令和7(2024)年度	6	27	7	25.9%	58	707	254	35.9%	64	734	261	35.6%

※1 地方自治法第180条の5に基づく委員会

教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員会・農業委員会・固定資産評価委員会

※2 地方自治法第202条の3に基づく審議会等

法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところによる附属機関

その他那覇市の女性登用状況

●那覇市議会議員・自治会長の女性の割合

各年度 4月1日現在	市議会議員			自治会長		
	議員数	うち 女性	割合	会長数	うち 女性	割合
令和2(2020)年度	40	9	22.5%	151	16	10.6%
令和3(2021)年度	38	9	23.7%	151	16	10.6%
令和4(2022)年度	40	13	32.5%	151	18	11.9%
令和5(2023)年度	40	13	32.5%	149	20	13.4%
令和6(2024)年度	39	13	33.3%	151	20	13.2%
令和7(2025)年度	39	13	33.3%	151	22	14.6%

(男女参画局「見える化マップ」より)

●那覇市議会議員選挙の立候補者における女性の割合（直近3回分）

	立候補者数	うち女性	割合
第20回(H29.7.9)	67	13	19.4%
第21回(R 3.7.11)	63	15	23.8%
第22回(R 7.7.13)	64	17	26.6%

(那覇市HP 市議選挙の記録「過去の記録一覧」より)

【参考】国の第5次男女共同参画基本計画より（令和2年12月25日）

項目	現状(2019年)	目標(2025年)
統一地方選挙の候補者に占める女性の割合	16%	35%

9 那覇市における主査級以上の女性職員数

(資料提供：総務部人事課)

各年度 4月1日現在	令和2年(2020)			令和3年(2021)			令和4年(2022)			令和5年(2023)			令和6年(2024)			令和7年(2025)			
	総数	女性	割合	総数	女性	割合	総数	女性	割合	総数	女性	割合	総数	女性	割合	総数	女性	割合	
職員数	2,481	957	38.6%	2,489	984	39.5%	2,508	998	39.8%	2,540	1,009	39.7%	2,543	1,022	40.2%	2,537	1,026	40.4%	
管理職	部長級	21	2	9.5%	21	3	14.3%	21	4	19.0%	21	5	23.8%	21	5	23.8%	21	5	23.8%
	副部長級	30	6	20.0%	31	4	12.9%	31	4	12.9%	30	7	23.3%	31	6	19.4%	32	5	15.6%
	課長級	167	31	18.6%	166	32	19.3%	167	31	18.6%	166	28	16.9%	167	34	20.4%	167	39	23.4%
	小計	218	39	17.9%	218	39	17.9%	219	39	17.8%	217	40	18.4%	219	45	20.5%	220	49	22.3%
主幹級	行政職	278	63	22.7%	278	69	24.8%	287	76	26.5%	288	88	30.6%	310	97	31.3%	320	99	30.9%
	保育教諭 (主幹)	25	24	96.0%	25	24	96.0%	24	23	95.8%	24	23	95.8%	24	23	95.8%	25	1	4.0%
	小計	303	87	28.7%	303	93	30.7%	311	99	31.8%	312	111	35.6%	334	120	35.9%	345	100	35.7%
主査・技査級	行政職	469	170	36.2%	495	180	36.4%	485	178	36.7%	514	179	34.8%	512	176	34.4%	512	178	34.8%
	保育教諭 (主査)	33	33	100.0%	31	31	100.0%	31	31	100.0%	32	31	96.9%	31	30	96.8%	30	29	96.7%
	保健師 (主査)	14	14	100.0%	14	14	100.0%	16	15	93.8%	16	14	87.5%	19	17	89.5%	19	16	84.2%
	小計	516	217	42.1%	540	225	41.7%	532	224	42.1%	562	224	39.9%	562	223	39.7%	561	223	39.8%

※小数点2位以下四捨五入

※無給・退職派遣職員を含む

※消防職は上記表の行政職へ算入する

※主幹級及び主査・技査級の行政職は、特に記載のある職種以下の職員数である

※単労職員は除く(単労職：総合現業主幹、環境整備主査、運転主査等)

※那覇市立の幼稚園及び保育所のこども園移行に伴い、保育士及び幼稚園教諭は、保育教諭に職名変更

条例・規則・規程

○那覇市男女共同参画推進条例

平成17年3月30日
那覇市条例第2号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきた。

那覇市においても、男女共同参画計画を策定し、男女共同参画都市とすることを宣言するなど、男女共同参画に関する施策を積極的に推進してきた。

しかしながら、女性に対する暴力などの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく慣習や制度等は依然として根強く存在し、真の男女平等の達成には、なお多くの課題が残されている。

那覇市は、人口密度が高く、その狭い市域に中小零細企業が多く、総就業人口に占める女性の就業割合は増加傾向にある。さらに、少子高齢化の進展や高度情報化など、私たちを取り巻く環境はめまぐるしく変化している。

こうした現状を踏まえ、社会経済情勢の急速な変化に対応し、一人一人がいきいきと豊かに暮らせる社会を築くためには、男女が、性別にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、共に責任を担う社会の実現を図る必要がある。

ここに、私たち那覇市民は、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、市及び市民等が一体となって、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことを

いう。

(2) 市民等 市民、事業者(営利、非営利の別にかかわらず、市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。)及び教育者(市内において学校教育又は社会教育に携わる者をいう。以下同じ。)をいう。

(3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。

(3) 男女が、慣習や制度等の中で性別によって固定された役割分担にとらわれず、社会における活動に平等にかかわれるようにすること。

(4) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間を含むあらゆる団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動について、家族の一員としての責任を共に果たし、かつ、その他の社会生活における活動を行うことができるようにすること。

(6) 国際社会における取組と協調して行うこと。

(市及び市民等の協働)

第4条 男女共同参画の推進は、市及び市民等が協働して行わなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、男

女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育者の責務)

第8条 教育者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現する過程において、基本理念にのっとり、教育を行うよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント(相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与えること又は相手方の生活環境を害することをいう。)、ドメスティック・バイオレンス(夫婦間、恋人間等親密な関係の男性から女性への身体的、性的、心理的又は経済的な暴力をいう。)その他性別による人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報の配慮)

第10条 何人も、公衆に表示し、又は発信する情報において、性別による固定的な役割分担若しくは性的な暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は人権を侵害する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(基本計画の策定)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、那覇市男女共同参画会議の意見を聴取しなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(公表)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策に必要な調査研究を行うものとする。

(苦情の申出)

第14条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市長に対して書面により苦情を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、必要に応じて那覇市男女共同参画会議の意見を聴き、適切な措置を講じるものとする。

(広報活動等)

第15条 市は、広報活動等を通じて、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(男女平等週間)

第16条 男女共同参画の推進を図るため、男女平等週間を設ける。

2 前項の男女平等週間は、毎年9月20日を含む市長が定める1週間とする。

(審議会等における委員の構成)

第17条 市の審議会等の委員の構成は、男女の委員の数が均衡するように努めなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に策定されている第2次那覇市男女共同参画計画又は男女平等推進プラン(平成10年9月20日策定)は、第11条の規定により策定し、及び公表された男女共同参画計画とみなす。

○男女共同参画を推進する施策についての苦情の申出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市男女共同参画推進条例(平成17年那覇市条例第2号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づく苦情の申出に必要な事項を定めるものとする。

(苦情の申出)

第2条 条例第14条第1項に規定する書面は、苦情申出書(第1号様式)とする。

(申出の処理)

第3条 条例第14条第1項の苦情の申出をした者に対して、処理の結果について、苦情処理通知書(第2号様式)により通知するものとする。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係) 苦情申出書

年 月 日	
那覇市長宛	
申出者住所(団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)	
氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
那覇市男女共同参画推進条例第14条第1項により、次のとおり申し出ます。	
申出の趣旨	
申出の内容	

第2号様式(第3条関係) 苦情処理通知書

年 月 日

様

那覇市長

(処理対応の内容)

○那覇市男女共同参画会議規則

昭和 60 年 10 月 11 日
規則第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和 52 年那覇市条例第 2 号)第 3 条の規定に基づき、那覇市男女共同参画会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(担当事務)

第 2 条 会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画の推進に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の形成の促進に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 19 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
 - (2) 学識経験者
- (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第 7 条 会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第 8 条 会議に特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会議の議を経て会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 63 年 7 月 11 日規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 11 年 11 月 19 日規則第 51 号)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市史編集委員会規則等の規定は、平成 11 年 9 月 3 日(以下「適用日」という。)から適用する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正に係る附属機関の委員に委嘱又は任命されている市議会議員又は市職員については、適用日において当該委員を解かれたものとする。

付 則(平成 14 年 7 月 1 日規則第 39 号)

この規則は、公布の日から施行する。

○那覇市男女共同参画行政推進委員会規程

平成 15 年 3 月 31 日

／訓令第 16 号／教育委員会教育長訓令第 4 号／病院管理規程第 32 号／

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について審議することにより、男女共同参画行政を総合的かつ効果的に推進するため、那覇市男女共同参画行政推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する諸施策及びその推進に関すること。
- (2) 男女共同参画行政における施策の各部局間の総合調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画行政推進のため必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長に平和交流・男女参画課を担当する副市長、副委員長に総務部長、委員に次に掲げる者をもって充てる。

政策統括調整監 企画財務部長 市民文化部長 経済観光部長 環境部長 福祉部長 健康部長 こどもみらい部長 都市みらい部長 まちなみ共創部長 消防局長 上下水道部長 生涯学習部長 学校教育部長

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 5 条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(幹事会)

第 6 条 委員長の命を受けて、委員会に提出する事項又は委員会から求められた事項について調査及び検討するため、委員会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。

3 幹事長に総務部副部長、副幹事長に平和交流・男女参画課長、幹事に次の課に属する者で幹事長が指名した者及び委員長がその都度必要と認める者をもって充てる。

人事課 企画調整課 財政課 市民生活安全課 商工農水課 環境政策課 福祉政策課 ちゃーがんじゅう課 健康増進課 こども政策課 こどもみらい課 こども教育保育課 子育て応援課 こどもえがお相談課 都市計画課 消防局総務課 上下水道局総務課 教育委員会総務課 学校教育課

4 幹事長は、幹事会を掌理し、会議の議長となる。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。(専門部会)

第 7 条 幹事会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属する幹事は、幹事長が指名する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、専門部会の会員の互選によりこれを定める。

4 前条第 4 項から第 6 項までの規定は、専門部会について準用する。

(意見の聴取等)

第 8 条 委員長、幹事長又は部会長は、必要があると認めるときは、関係部課の職員に委員会、幹事会又は部会への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行す

る。

付 則(平成 16 年 3 月 29 日／訓令第 3 号／教委教育長訓令第 3 号／病管規程第 3 号／)

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 16 年 12 月 27 日／訓令第 21 号／教委教育長訓令第 13 号／病管規程第 22 号／)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 18 年 3 月 31 日／訓令第 7 号／教委教育長訓令第 3 号／病管規程第 2 号／)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 19 年 3 月 30 日／訓令第 7 号／教委教育長訓令第 5 号／病管規程第 2 号／)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 20 年 3 月 28 日／訓令第 10 号／教委教育長訓令第 3 号／)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項及び第 6 条第 3 項中那覇市立病院に関する改正規定は、地方独立行政法人那覇市立病院の成立の日から施行する。

付 則(平成 21 年 3 月 31 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 3 月 31 日／訓令第 7 号／教委教育長訓令第 5 号／)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 25 年 3 月 29 日／訓令第 6 号／教委教育長訓令第 10 号／)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 26 年 3 月 28 日／訓令第 5 号／教委教育長訓令第 2 号／)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 30 年 3 月 30 日／訓令第 2 号／教委教育長訓令第 1 号／)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 31 年 3 月 26 日／訓令第 4 号／教委教育長訓令第 4 号／)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 6 年 3 月 29 日／訓令第 5 号／教委教育長訓令第 2 号／)

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 6 年 12 月 26 日／訓令第 8 号／教委教育長訓令第 5 号／)

この訓令は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

○那覇市審議会等委員への女性登用促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、男女共同参画の社会をめざす那覇市男女共同参画計画に基づき、女性の意見を政策の決定過程に反映させるため、審議会等委員への女性の登用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法第180条の5に基づき設置される委員会等
- (2) 地方自治法第138条の4第3項に基づき設置される審議会等

(目標)

第3条 審議会等委員への女性登用に際しては、男女いずれか一方の委員の割合が、40%未満(委員総数が3人の場合は33.3%未満)にならないようにすることを目標とする。

(部局長等の任務)

第4条 次に掲げる者(以下「部局長等」という。)は、所管する審議会等委員の選任に当たり、前条の目標が達成できるように積極的に女性委員を登用するよう努めるものとする。

- (1) 那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に掲げる部の長
- (2) 那覇市選挙管理委員会規程(昭和47年那覇市選挙管理委員会告示第38号)第16条の2に規定する事務局長
- (3) 那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号)第5条に掲げる部の長
- (4) 那覇市農業委員会事務局設置及び処務規程(昭和48年那覇市農業委員会告示第3号)第2条に規定する事務局長
- (5) 那覇市上下水道局分課規程(昭和51年那覇市水道局規程第1号)第2条に掲げる部の長
- (6) 那覇市消防局の組織等に関する規則(昭和47年那覇市規則第55号)第3条に規定する消防局長
- (7) 那覇市監査委員事務局処務規程(1966年那覇市監査委員訓令第1号)第2条に規定する事務局長

- (8) 那覇市議会事務局処務規程(昭和49年那覇市議会訓令第1号)第3条に規定する事務局長

(登用の方法)

第5条 部局長等は、次に掲げる方法等により、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)をもって女性委員の登用に取り組むものとする。

- (1) 団体又は関係機関等に委員の推薦を依頼する場合は、その団体の役職に限定せず、その団体に所属する女性の推薦について協力を求めるものとする。
- (2) 学識経験者については、女性人材を把握し、女性の登用に努めるものとする。
- (3) 改選に際しては、他の審議会等との兼任者や長期に及ぶ再任者を極力避け、幅広い女性の登用に努めるものとする。
- (4) 委員の選出基準を見直し、公募制による市民代表枠の設置や選出区分を検討するなど女性の登用に努めるものとする。

(達成状況の報告)

第6条 部局長等は、新たな委員の委嘱又は任命の必要が生じたときは、委員の委嘱予定日の2週間前までに、総務部長へ女性委員の登用率の目標値の達成状況について那覇市審議会等委員の選任予定及び女性登用促進報告書(第1号様式)により報告するものとする。

2 総務部長は、女性委員の登用率の目標値の達成状況を受けて、那覇市審議会等委員への女性登用に関する意見書(第2号様式)を付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、要綱に実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

付 則

この要綱は、平成6年7月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年2月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年8月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

第1号様式

令和 年 月 日

総務部長 宛

部長
(課)

那覇市審議会等委員の選任予定及び女性登用促進報告書

審議会等の委員を選任する予定があるので、下記のとおり報告します。

区分	内容			
審議会等の名称	<input type="text"/>			
根拠法等	<input type="checkbox"/> 地方自治法第180条の5に基づき設置される委員会等			
	<input type="checkbox"/> 地方自治法第138条の4第3項に基づき設置される審議会等			
現在の委員数	定数 (人)	委員総数 (人)	女性委員数 (人)	女性委員比率 (%)
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
今回選任後予定委員数		委員総数 (人)	女性委員数 (人)	女性委員比率 (%)
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
今回選任後要綱第3条の目標を達成しているか	<input type="checkbox"/> 達成している		<input type="checkbox"/> 達成していない	
			今後達成するための方法 (具体的に)	
		<input type="text"/>		
今回発令の時期	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	(予定)		
次期改選の時期	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	(予定)		
		担当者	<input type="text"/>	内線
			<input type="text"/>	<input type="text"/>

第2号様式

令和 年 月 日

部長
(課)

総務部長
(平和交流・男女参画課)

那覇市審議会等委員への女性登用に関する意見書

区分	内容			
審議会等の名称	<input type="text"/>			
現在の委員数	定数 (人)	委員総数 (人)	女性委員数 (人)	女性委員比率 (%)
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
今回選任後予定委員数		委員総数 (人)	女性委員数 (人)	女性委員比率 (%)
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
今回選任後要綱第3条の目標を達成しているか	<input type="checkbox"/> 達成している		<input type="checkbox"/> 達成していない	
今回発令の時期	令和	<input type="text"/> 年	<input type="text"/> 月	<input type="text"/> 日 (予定)
総務部長所見	<input type="text"/>			

○なは市民協働プラザ条例

平成26年 9 月 30 日

条例第40号

改正 平成26年12月26日 条例第73号

平成28年3月24日 条例第23号

令和元年9月30日 条例第21号

目次

- 第1章 総則(第1条—第12条)
- 第2章 なは市民活動支援センター(第13条—第26条)
- 第3章 なは産業支援センター(第27条—第35条)
- 第4章 なは女性センター(第36条—第41条)
- 第5章 雑則(第42条)
- 付則

第1章 総則

(設置)

第1条 協働によるまちづくり、産業振興及び男女共同参画の推進を図り、あわせて、第3条各号に掲げる施設が相互に連携することにより地域の活性化に資することを目的として、なは市民協働プラザ(以下「協働プラザ」という。)を設置する。

(位置)

第2条 協働プラザの位置は、那覇市銘苅2丁目3番1号とする。

(施設の構成)

第3条 協働プラザは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) なは市民活動支援センター
- (2) なは産業支援センター
- (3) なは女性センター

(施設の運営)

第4条 協働プラザは、前条各号に掲げる施設について、相互の連携を密にすることにより、効果的かつ効率的に運営するものとする。

(入館の制限等)

第5条 市長又は指定管理者(第23条第1項の規定により市長が指定するものをいう。以下「市長等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館若しくは入場を拒み、又は退館若しくは退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅

失するおそれがある者

- (3) 管理上必要な指示に従わない者
(遵守事項)

第6条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- (4) 前号に掲げるものを除くほか、営利を目的とする行為をしないこと(なは産業支援センターにおける行為を除く。)
- (5) 許可を受けないで壁面、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (6) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (7) その他市長等の指示すること。

(利用許可の制限)

第7条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、協働プラザの施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成

3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他市長等が不相当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第8条 市長等は、利用の許可を受けた者(以下この章において「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用の許可に際し付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) その他管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第2章 なは市民活動支援センター(第13条—第26条)

第3章 なは産業支援センター(第27条—第35条)

省略

第4章 なは女性センター

(目的)

第36条 なは女性センターは、女性に関する諸問題についての学習、交流その他の活動の機会及び場を市民等に広く提供することにより、女性の地位向上を図るとともに、協働プラザの施設を利用する企業、団体等との連携による地域の活性化に資することを目的とする。

(施設の構成)

第37条 なは女性センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 学習室
- (2) 資料室
- (3) 交流室
- (4) 相談室

(事業)

第38条 なは女性センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 女性に関する諸問題についての講座その他の講座等に関する事業
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる施設及び当該施設に付随する設備の提供

(施設の変更禁止)

第9条 利用者は、協働プラザの施設を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、市長等が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、協働プラザの施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、施設の利用を終了したときは、直ちにこれを原状に復するものとする。

(損害賠償等の義務)

第12条 協働プラザの施設又は設備を破損し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (3) 図書、各種資料等の情報の収集及び提供に関する事業
- (4) 女性に関する諸問題の総合相談に関する事業
- (5) その他第36条の目的を達成するため市長が必要と認める事業

(開館時間及び休館日)

第39条 なは女性センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日から金曜日まで
午前9時から午後9時まで
- (2) 土曜日
午前9時から午後5時まで

2 なは女性センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(4) 6月23日(慰霊の日)

(利用者の範囲)

第40条 なは女性センターを利用することができるものは、次のとおりとする。

- (1) 本市に住所若しくは勤務場所を有する者又は本市内の学校に在学する者
- (2) 前号に規定する者を主な構成員とする団体
- (3) その他市長が適当と認めるもの

(利用許可)

第41条 第37条第1号の学習室を利用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、前項の許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、第36条の目的に反すると認めるときは、第1項の許可をしない。

第5章 雑則

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定

は、公布の日から施行する。

(なは女性センター条例及び那覇市NPO活動支援センター条例の廃止)

- 2 なは女性センター条例(平成8年那覇市条例第11号)及び那覇市NPO活動支援センター条例(平成16年那覇市条例第36号)は、廃止する。

(準備行為)

- 3 第23条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(指定管理者に係る経過措置)

- 4 第23条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間において、第14条第3号及び第4号に掲げる施設の管理並びに第26条第4号に掲げる業務は、市長が行うものとする。

付 則(平成26年12月26日条例第73号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年3月24日条例第23号)

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

付 則(令和元年9月30日条例第21号抄)
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(令和2年規則第2号で令和2年3月2日から施行)

○なは女性センター規則

平成26年 9 月 30 日

規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、なは市民協働プラザ条例(平成26年那覇市条例第40号。以下「条例」という。)の施行に関し、なは女性センターに係る必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第41条第1項の許可(以下「許可」という。)の申請は、なは女性センター利用許可申請書(第1号様式)によるものとする。

2 前項の申請は、利用しようとする日の属する月の前月の初日(その日が休館日である場合は、その直後の休館日でない日。以下同じ。)から受け付けるものとする。ただし、市長は、条例第36条の目的を達成するため特に必要と認めるときは、利用しようとする日の6月前の日の属する月の初日から受け付けることができる。

(許可の決定)

第3条 許可の決定は、申請順によるものとする。この場合において、申請が同順位るときは、抽選又は協議によるものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、なは女性センター利用許可書(第2号様式。以下「利用許可書」という。)を申請者に交付する。

(利用期間)

第4条 許可に係る利用期間は、利用を開始した日から起算して3日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用時間の区分)

第5条 許可に係る利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定

めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、利用時間の区分をしないことができる。

(1) 午前の部

午前9時から午前12時まで

(2) 午後の部

午後1時から午後4時30分まで

(3) 夜間の部

午後5時から午後8時30分まで

(許可の変更)

第6条 条例第41条第1項後段の規定による変更の許可の申請は、なは女性センター利用変更許可申請書(第3号様式)に利用許可書を添えて、行うものとする。

2 市長は、前項の申請に対し許可の決定をしたときは、なは女性センター利用変更許可書(第4号様式)を申請者に交付する。

(利用の取りやめ)

第7条 許可を受けたものが当該許可を受けた施設を利用しないこととなったときは、なは女性センター利用取りやめ届(第5号様式)に利用許可書(前条第2項の許可を受けた場合は、当該変更に係る許可書を含む。)を添えて、速やかに、これを市長に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。(なは女性センター条例施行規則の廃止)

2 なは女性センター条例施行規則(平成8年那覇市規則第29号)は、廃止する。

第1号様式(第2条関係)

なは女性センター利用許可申請書 年 月 日 那覇市長 宛 申請者 住 所 団 体 名 代表者名 担当者名 電話番号 なは女性センターを利用したいので、なは市民協働プラザ条例第41条第1項前段の規定により、次のとおり申請します。		
利用目的 及び内容		
利用日時 及び利用 施設	年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
利用人員	人	
利用備品		

注 (利用時間の区分) 午前の部：午前9時から午前12時まで
 午後の部：午後1時から午後4時30分まで
 夜間の部：午後5時から午後8時30分まで

第2号様式(第3条関係)

	第 号 年 月 日	
様 那覇市長		
なは女性センター利用許可書		
年 月 日付け申請のあった、なは女性センターの利用について、 なは市民協働プラザ条例第41条第1項前段の規定により、次のとおり許可します。		
利用目的 及び内容		
利用日時 及び利用 施設	年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
利用人員	人	
利用備品		

注 なは女性センターを利用するときは、この許可書を提示してください。

○ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者支援のための庁内ネットワーク会議要領

(設置)

第1条 ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者支援のため、庁内の関係機関及び関係課が情報を共有し、連携を図りながら支援体制を強化するため、ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者支援のための庁内ネットワーク会議(以下、「庁内ネットワーク会議」という。)を設置する。(会議)

第2条 庁内ネットワーク会議は、庁内関係職員でもって構成する。ただし、必要に応じて関係機関の職員を出席させることができる。

2 庁内ネットワーク会議の開催は、年2回とする。ただし、必要に応じこれを変更することができるものとする。

3 庁内ネットワーク会議の進行は、平和交流・男女参画課担当主幹が行うものとする。

4 庁内ネットワーク会議は、平和交流・男女参画課長が召集する。

(活動内容)

第3条 庁内ネットワーク会議の活動内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 情報交換会を行うこと。
- (2) 研修会を行うこと。
- (3) ケース検討会を行うこと。
- (4) 市民への啓発を行うこと。
- (5) その他

(事務局)

第4条 庁内ネットワーク会議の事務局は、平和交流・男女参画課に置く。

(その他)

第5条 この要領に定めるものの他必要な事項は、庁内ネットワーク会議で協議、決定するものとする。

付 則

この要領は、平成17年12月15日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

○那覇市パートナーシップ・ファミリーシップの登録の取扱いに関する要綱

平成 28 年 7 月 5 日
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市総合計画及び「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言の理念に基づき、人がその多様な性を生きることが人権として尊重されるものであり、その中で築かれるパートナーシップ及びその家族の関係もまた尊重されるべきものであることから、誰もが差別や偏見にさらされることなく、安心して暮らすことのできるまちの実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの登録の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活及び社会生活上、精神的に、かつ、経済的又は物理的に支え合う、2人(その一方又は双方の性的指向が必ずしも異性愛のみでない場合又は性自認が戸籍上の性別とは異なる場合に限る。)の関係をいう。

(2) ファミリーシップ パートナーシップにある一方が、他の一方の近親者(3親等内の血族又は3親等内の直系姻族をいう。次条第5号において同じ。)であって、同居する者その他市長が適当と認める者を、日常生活及び社会生活上、精神的に、かつ、経済的又は物理的に支える関係をいう。

(登録簿への登録等)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する2人からの届出に基づき、これらの者及びこれらの者とファミリーシップにある者を、那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録簿(以下「登録簿」という。)へ登録する。ただし、当該届出の内容が実態を伴わないものであると認めるときは、この限りでない。

(1) 互いにパートナーシップにあること。

(2) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。

(3) 次のいずれかに該当すること。

ア 市内に住所を有すること。

イ 一方が市内に住所を有し、他の一方

が市内への転入を予定していること(当該他の一方が市内に転入した事実を確認できる書類を、届出の日から起算して3月以内に市長に提出することができる場合に限る。)

(4) 次のいずれにも該当すること。

ア 現に配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がないこと。

イ 現に登録簿に登録されていないこと。

ウ 現に他の一方以外の者とパートナーシップにないこと。

(5) 互いに近親者でないこと(養子縁組による関係であって、当該養子縁組を行う前の関係が近親者でない場合を除く。)

(届出の方法等)

第4条 前条の届出は、同条の2人が、この要綱及びこれに基づき市長が別に定めるところに同意し、あらかじめ市長と調整して指定された日時に、同時に来所し、次に掲げる書類を添付した那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録届出書を市長に提出して行うものとする。

(1) 住民票の写し(市内への転入を予定している者にあつては、その内容が確認できる書類)

(2) 前条第4号及び第5号に該当することを確認できる戸籍個人事項証明書又は戸籍抄本(外国籍である者にあつては、婚姻要件具備証明書その他の市長が認める書類)

(3) その他市長が必要と認める書類

(双方が市内への転入を予定している場合の特例)

第5条 2人が、市内に住所を有しない場合で、第3条第1号、第2号、第4号及び第5号に該当し、かつ、届出の日から起算して3月以内に市内に転入した事実を確認できる書類を市長に提出することができるときは、市長は、あらかじめ同条の届出を受け付けることができるものとする。この場合における登録簿への登録は、当該書類の提出があったときに行うものとする。

2 前条の規定は、前項の規定により受け付け

る届出について準用する。

- 3 第1項の規定により受け付けた届出は、同項に規定する期間(市長がやむを得ない理由があると認める場合には、その理由により相当と認める期間)内に当該2人から同項に規定する書類が市長に提出されないときは、失効するものとする。

(登録証明書等の交付等)

第6条 市長は、第3条及び前条第1項の規定による登録(以下「登録」という。)を受けた者(以下「登録者」という。)に対し、那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証明書及び那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証明カード(以下「登録証明書等」という。)を交付するものとする。

(登録証明書等の再交付等)

第7条 市長は、登録者が紛失、毀損、汚損その他市長が認める事情により那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証明書等再交付依頼書を提出して登録証明書等の再交付を希望したときは、登録証明書等を再交付するものとする。

- 2 登録証明書等の紛失を理由として、前項の規定による登録証明書等の再交付を受けた登録者が、紛失した登録証明書等を発見したときは、速やかに発見した登録証明書等を市長に返還しなければならない。

(登録の事実に関する証明)

第8条 市長は、登録者が那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ事実証明書交付依頼書を提出して登録を受けた事実についての証明を希望したときは、那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録に関する事実証明書(以下「事実証明書」という。)を交付するものとする。

(登録事項の変更等)

第9条 登録者は、第3条の届出又はこの項の規定による届出の内容に変更があったときは、その変更の内容が確認できる書類及び変更前の登録証明書等を添付した那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録事項変更届兼登録証明書等再交付依頼書(次項において「変更届兼再交付依頼書」という。)を、市長が指定する場所に登録者の一方又は双方が来所して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、変更届兼再交付依頼書の提出があったときは、登録簿の内容を変更し、必要に応じて、当該登録者に対し登録証明書等を再交付するものとする。

(登録証明書等の返還)

第10条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長に対し、那覇市パートナ

ーシップ・ファミリーシップ登録証明書等返還届書を提出し、並びに登録証明書等及び事実証明書を返還しなければならない。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 一方又は双方が市外へ転出したとき(一時的な転出の場合を除く。)
- (3) 第3条第3号イに該当して登録を行った場合で、市内への転入を予定していた登録者の一方が、同号イに規定する期間内に市内に転入した事実を確認できる書類を提出しなかったとき。
- (4) 第3条第4号又は第5号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(登録の抹消等)

第11条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 登録者の一方が死亡したとき。
- (3) 虚偽その他の不正な方法により登録を受けたとき。
- (4) 登録証明書等又は事実証明書を不正に利用したとき。

2 市長は、前項(第2号に係る部分を除く。)の規定により登録を抹消したときは、その者に対し、登録証明書等及び事実証明書の返還を求めるものとする。

3 第8条の規定は、登録者が登録を抹消された事実について証明を求める場合について準用する。

(通称名の使用)

第12条 性別違和その他市長が特に必要があると認めるときは、登録証明書等に戸籍上の氏名に代えて、又は戸籍上の氏名と併せて通称名(戸籍上の氏名以外の名称であつて、社会生活上使用している氏名をいう。)を用いることができる。

(様式)

第13条 この要綱に規定する文書の様式は、別に定める。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、那覇市パートナーシップ・ファミリーシップの登録の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年7月8日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

○那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付要綱

平成 29 年 5 月 1 日 総務部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、あらゆる分野への男女共同参画の推進に不可欠な人材の育成に資する国内外研修(以下「男女共同参画研修」という。)への参加を促進することを目的とし、男女共同参画研修に参加する市内に住所を有する個人に対し、那覇市男女共同参画研修参加費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、那覇市補助金等交付規則(昭和 52 年那覇市規則第 34 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助金額)

第 2 条 補助金の交付の対象となるものは、次のとおりとする。

- (1) 沖縄県女性海外セミナー女性の翼派遣事業
- (2) その他市長が必要と認める男女共同参画研修事業

2 補助金額は、経費の 2 分の 1 以内で予算の範囲内とする。ただし、一人当たりの補助金額の上限は、5 万円とする。

(補助対象経費及び補助回数)

第 3 条 補助金の交付対象経費は、前条第 1 項に掲げる事業への参加費用とする。ただし、面接及び事前研修等に要する費用、渡航手続き、旅行保険、懇親会費等、その他個人の負担に属する費用は含まないものとする。

2 補助回数は、同一人に対し 1 回限りとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下、「交付申請者」という。)は、その定める期日までに、那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付申請書(第 1 号様式)に事業概要調書(第 2 号様式)と市長が定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び調査を行い、

補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付決定通知書(第 3 号様式)(以下、「交付決定通知書」という。)により、交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 6 条 補助金の交付の決定を受けた者(以下、「交付決定者」という。)は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書を受領した日から起算して 14 日以内に那覇市男女共同参画研修参加費補助金取下げ承認申請書(第 4 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。(概算払)

第 7 条 市長は、交付決定者の申請に基づいて、概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 交付決定者が概算払を受けようとするときは、那覇市男女共同参画研修参加費補助金概算払請求書(第 5 号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 8 条 交付決定者は、第 2 条第 1 項に掲げる事業の終了日から起算して 30 日以内に、那覇市男女共同参画研修参加費補助金実績報告書(第 6 号様式)に事業報告書(別紙 2)と市長が定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第 3 条第 1 項にかかる参加費用の領収証等については、交付決定者個人名義、又は交付決定者個人が負担した経緯が確認できるものでなければならない。

(補助金交付額の確定)

第 9 条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付額確定通知書(第 7 号様式)により、補助金交付

確定額を交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 10 条 交付決定者は、前条の規定により交付額確定の通知を受けたときは、那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付請求書(第 8 号様式)により、市長に対し請求しなければならない。

(補助金の返還)

第 11 条 補助金の交付を受けた者(以下、「補助金受領者」という。)が、次のいずれかに該当するときは、補助金の一部又は全部を速やかに返還しなければならない。

(1) 交付決定を受けた補助対象事業に参加しなかったとき。

(2) 補助金を目的以外に使用したとき。

(3) 虚偽の申請、その他不正行為があったとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合、市長は那覇市男女共同参画研修参加費補助金返還命令書(第 9 号様式)によ

り補助金の返還を命じなければならない。

(男女共同参画社会の推進)

第 12 条 補助金受領者は、市における男女共同参画社会の推進に寄与する活動を積極的に行うものとする。

(事業効果の検証)

第 13 条 この要綱は、事業効果を検証し、3 年ごとに見直しを図ることとする。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 15 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 12 日から施行する。

○男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法(条文)

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議 (平成 11 年 5 月 21 日 参議院総務委員会)

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議 (平成 11 年 6 月 11 日 衆議院内閣委員会)

男女共同参画社会基本法(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号

平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第 13 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議(第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進すること

を目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形

成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計

画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政

府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充

てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第二号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)抄
(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法(平成 9 年法律第 7 号)は、廃止する。

附 則(平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号)抄
(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成 13 年 1 月 6 日)

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機

関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号)抄
(施行期日)

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く。)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

令和7年度
那覇市の男女共同参画事業概要

発行日 2026年6月

発行
那覇市総務部 平和交流・男女参画課
なは女性センター
〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅 2-3-1
(なは市民協働プラザ1階)
TEL:098-951-3203 FAX:098-951-3204
MAIL:s-heidan002@city.naha.lg.jp

